

瀬戸内市水防計画

令和7年2月

瀬戸内市水防協議会

瀬戸内市水防計画

目 次

	頁
第 1 章 総 則	1
第 2 章 水防組織と責任	2
第 1 節 水防組織	2
1 瀬戸内市水防本部	2
2 県の水防組織	5
3 水防管理団体	5
4 水防協力団体	6
第 2 節 水防の責任	7
1 県の責任	7
2 水防管理団体の責任	8
3 岡山地方気象台長の責任	8
4 国土交通省中国地方整備局長の責任	8
5 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長の責任	8
6 放送局、西日本電信電話株式会社その他通信報道機関の責任	9
7 各ダム管理事務所長等の責任	9
8 一般住民の責任	9
第 3 章 水防活動の業務	10
第 1 節 業務の開始	10
第 2 節 非常配置体制	10
1 非常配置の種類と時期	10
2 非常配置に着くべき指令及び非常招集	12
第 3 節 水防管理団体の業務の開始	13
第 4 節 水防管理団体の業務	13
1 安全確保	13
2 連絡	13
3 情報収集及び記録	13
4 出動準備	15
5 出動	15
6 警戒、監視	15
7 非常警報及び作業開始	15

	頁
8 作業の中断	16
9 警察官等の援助の要請	16
10 水防作業	16
11 応援	16
12 決壊等の通報及び決壊後の処置	16
13 避難のための立退き	17
14 水防報告と水防記録	17
15 費用負担	17
16 水防管理団体の資材等の備蓄基準	17
17 資材の調査及び補充	18
第5節 業務の閉鎖	18
第6節 輸送	18
第7節 県の業務	18
1 活動開始の連絡	18
2 情報収集及び連絡	18
3 記録	19
4 洪水予報	19
5 水位情報	19
6 水防警報	19
7 状況判断及び指示	19
8 通報	19
9 自衛隊の派遣要請及び受け入れの協力	19
10 水防工法の指導	20
11 業務の閉鎖	20
12 水防資材及び器具	20
13 河川管理者の水防活動への協力	20
第4章 注意報及び警報とその措置	21
第1節 水防活動用の注意報及び警報	21
1 注意報及び警報の種類と発表基準	21
2 注意報及び警報の通知	27
3 水防本部が行う措置	27
第2節 洪水予報及び水防警報とその措置	28
1 国土交通省及び気象庁による洪水予報	28
2 岡山県による水位情報の通知及び周知	29
3 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	33
4 県知事が行う水防警報とその措置	34

	頁
第5章 雨量・水位状況の観測及び通報	36
第1節 雨量の観測及び通報	36
1 通報基準	36
2 通報連絡	36
3 通報要領	36
4 通報系統	36
5 水防管理団体への情報提供	36
6 県内雨量観測所	36
第6章 公用負担	37
第1節 公用負担権限	37
第2節 公用負担権限委任証明書	37
第3節 公用負担の証票	38
第4節 損失の補償	38
第7章 水門及び樋門等の操作	39
第1節 安全確保	39
第2節 操作	39
第8章 水防標識及び身分証票	40
第1節 水防標識	40
第2節 身分証票	41
第9章 水防信号	42
第10章 水防区域	43
第1節 水防区域	43
第2節 重要水防箇所	43
第11章 水防訓練	44
第12章 県民局の水防担当区域	45

別表・参考

目次

	頁
別表	46
別表1号 水防連絡要員名簿	47
別表2号 非常連絡名簿(時間外、休日用)	48
別表3号 水防活動に関する情報の受理伝達系統図	49
別表4号 洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川	51
別表5号 吉井川坂根堰放流時通報連絡系統図	52
別表6号 県管理水防倉庫 資材備蓄状況	53
別表7号 県内雨量観測所	54
別表8号 雨量通報系統図	55
別表9号 県内水位観測所	56
別表10号 潮位通報連絡系統図	57
別表11号 水防管理団体の資材等備蓄基準	57
別表12号 重要水防箇所評定基準	58
別表13号 重要水防箇所総括表	59
別表14号 重要水防箇所危険箇所一覧表	59
別表15号 消防団の水防担当区分表	61
別表16号 市の水防倉庫の備蓄状況	61
別表17号 地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧	62
別表18号 水防信号	64
参考	65
参考1 瀬戸内市水防協議会条例	66
参考2 水防法(抜粋)	67
参考3 洪水予報発表形式(岡山河川事務所等発表形式)	68
参考4 避難判断発表	72
参考5 岡山県水防警報用紙	74
参考6 岡山県水防記録様式	84

第1章

総 則

この計画は、水防法（以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる瀬戸内市が同法第33条の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって瀬戸内市内の各河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、実施の要領を定め、統制ある水防活動を行うことにより水防の目的を十分果たし得ることを確保する。

なお、この計画に定めのない事項については、瀬戸内市地域防災計画の定めるところによる。

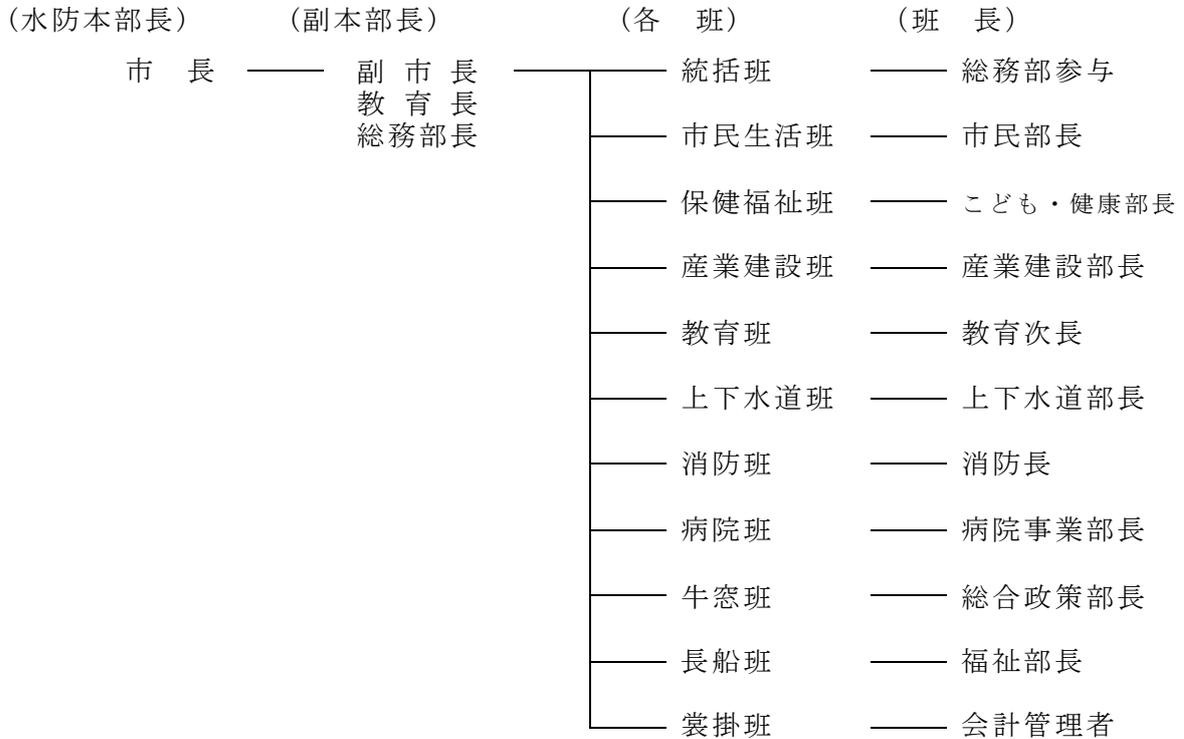
第1節 水防組織

1 瀬戸内市水防本部（以下「水防本部」という。）

(1) 瀬戸内市の水防を総括するために水防本部を設け、水防事務を処理する。ただし、瀬戸内市災害対策本部条例及び瀬戸内市災害対策本部規程による瀬戸内市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、水防本部は、災害対策本部に吸収される。

(2) 水防管理団体は瀬戸内市とし、水防管理者は市長とする。

(3) 水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。
ア 組織



総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

イ 事務分掌

各班などの事務分掌は、次のとおりとする。

班名	構成	業務分担
統括班	副市長直轄 DX 戦略室 総務部 総務課 危機管理課 財政課 契約管財課 総合政策部 秘書広報課 企画振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の総合調整 2 防災情報伝達システムによる避難情報等の伝達 3 災害情報及び被害情報の総合把握 4 自衛隊の災害派遣要請 5 災害対策本部の庶務、経理 6 県災害対策本部等との連絡 7 報道機関等の取材対応 8 気象通報の接受及び通報連絡 9 ホームページ等による災害情報の更新 10 管内の災害情報の収集 11 災害写真撮影及び災害に関する広報資料の収集 12 災害広報活動 13 行政委員等への情報伝達 14 関係機関との連絡調整 15 電話交換業務 16 非常用備蓄品の管理 17 り災届出書の発行 18 災害時の車両管理 19 各施設の状況把握 20 受援に関する統括業務
市民生活班	市民部 市民課 税務課 国保年金医療給付課 環境部 生活環境課 クリーンセンターかもめ 長船衛生センター 副市長直轄 ダイバーシティ推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置 2 食料、毛布、下着類等生活必需物資の確保・提供 3 り災証明書の発行 4 住家の被害認定調査 5 仮設トイレ等の設置 6 施設の被害状況の把握 7 し尿、ごみの処理 8 死亡獣畜の処理指導 9 被災地用のブルーシート・ゴミ袋他の配給
保健福祉班	福祉部 福祉課 いきいき長寿課 トータルサポートセンター こども・健康部 こども家庭課 保育園 こども園 健康づくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者の避難に関すること 2 保育園児などの安否確認 3 避難所の状況把握等に関すること 4 福祉避難所に関すること 5 災害ボランティアに関すること 6 救護所の設置 7 既存ボランティアへの協力照会 8 遺体安置所の確保 9 埋葬（身元不明者等） 10 被害家屋の調査 11 罹災者の応急救助 12 健康調査並びに保健指導 13 施設の被害調査 14 災害弔慰金の支給 15 義援金品の募集配分 16 薬剤の調達 17 予防衛生の指導

総則	水防組織と責任
水防活動の業務	注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況	の
公用負担	
水門及び樋門操作	
身分証票	水防標識及び
水防信号	
水防区域	
水防訓練	
水防担当区域	県民局の

水防計画

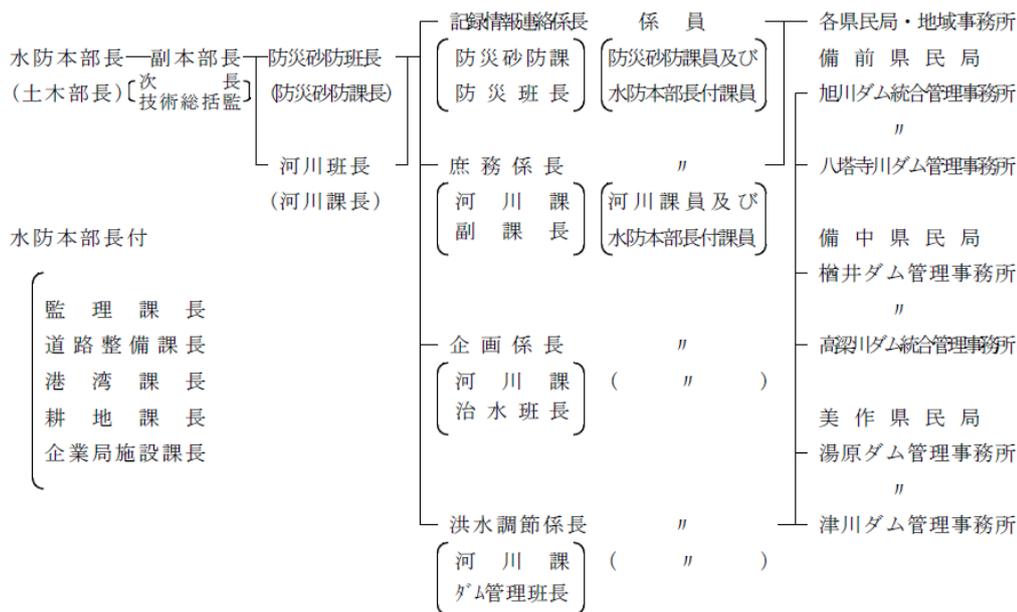
総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防標識及び水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

班名	構成	業務分担
産業建設班	産業建設部 建設課 産業振興課 建築住宅課 文化観光課 博物館 美術館	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等の被害状況の把握 2 急傾斜地等の危険箇所の調査 3 罹災家屋の障害物の除去 4 住宅の応急処理 5 被災建築物の応急危険度判定 6 応急対策及び復旧の技術指導 7 農地及び農作物の被害調査 8 農道、用排水路、ため池等の被害調査 9 漁船、漁具の被害調査 10 治山の応急対策 11 家畜の予防衛生の指導及び防疫 12 観光施設等の被害調査 13 資材等の調達 14 排水ポンプの操作 15 水門、樋門等の操作員への連絡 16 被害状況の収集記録及び整理報告 17 錦海排水ポンプの管理 18 応急仮設住宅の設置
教育班	教育委員会 総務学務課 社会教育課 公民館 図書館 学校給食調理場 幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び社会教育施設の被害調査及び応急対策 2 園児、児童、生徒の避難対策、学用品の支給 3 園児、児童、生徒の家族との連絡調整 4 給食施設での炊き出し対応 5 園児、児童、生徒などの安否確認 6 被害状況の収集記録及び整理報告 7 避難所の設置及び罹災者の応急救助
上下水道班	上下水道部 上水道業務課 上水道施設課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害状況の把握 2 断水に備え給水車の配備 3 断水の広報活動 4 漏水等の応急復旧 5 水質の保全 6 罹災者に対する飲料水の供給その他応急給水 7 水道工事業者等への協力要請 8 下水道施設応急復旧 9 被害状況の収集記録及び整理報告
消防班	消防本部 総務課 警防課 予防課 通信指令室 消防署 (牛窓分駐所、長船分駐所含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防、その他災害の警戒、防衛及び応急対策 2 避難者の誘導 3 被害者の救出及び搬送 4 火災時の消火活動 5 消防団による各支所への応援 6 消防団との連絡調整 7 消防、水防資材等の輸送 8 消防防災ヘリ及び援助隊等への派遣要請 9 その他消防業務全般
病院班	病院事業部 市民病院 裳掛診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院施設の被害調査 2 入院患者の避難誘導 3 罹災地区への救護医務班の派遣 4 被害状況及び入院患者の状況の整理報告 5 その他病院業務全般
牛窓班 長船班 裳掛班		<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の状況把握・情報提供 2 関係部署との連絡調整 3 応急対応業務 4 管内の排水ポンプの応援

2 県の水防組織

- (1) 水防活動を行う県の組織は、岡山県水防本部（以下「県水防本部」という。）とする。ただし、岡山県災害対策本部条例に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置されたときは、その定めるところによる。
- (2) 県水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

ア 組織



3 水防管理団体

(1) 定義

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法 2①)

水防管理者とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法 2②)

(2) 種別

ア 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、法第 4 条の規定により知事が指定したもの。令和 5 年 4 月現在の指定水防管理団体は、次のとおりである。

総則	水防組織と責任
水防活動の業務	注意報及び
警報とその措置	雨量・水位状況
の	公用負担
水門及び樋門操作	身分証票
水防標識及び	水防信号
水防区域	水防訓練
水防訓練	県民局の
水防担当区域	水防担当区域

指定水防管理団体一覧表 [石田 敬介1]

(令和6年4月1日現在)

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
警報とその措置
注意報及び
の雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防標識及び
水防信号
水防区域
水防訓練
水防担当区域
県民局の

県民局名	水防管理団体
備前県民局	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
東備地域事務所	備前市、赤磐市、和気町
備中県民局	倉敷市、総社市、早島町
井笠地域事務所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁地域事務所	高梁市
新見地域事務所	新見市
美作県民局	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
真庭地域事務所	真庭市、新庄村
勝英地域事務所	美作市、勝央町
計	25市町村

イ 非指定水防管理団体
指定水防団体以外の水防管理団体である。

- (3) 組織
各水防管理団体は、水防管理者の所轄のもとに水防団又は消防機関を置き、水防団についてはその設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項を定めておく。(法5、6)

4 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定、監督、情報の提供
水防管理団体は、下記(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体、国及び県は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

- (2) 水防協力団体の業務
- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
 - イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
 - ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
 - エ 水防に関する調査研究
 - オ 水防に関する知識の普及、啓発
 - カ 上記に附帯する業務

第2節 水防の責任

1 県の責任

- (1) 岡山県管内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の確保に努めること。(法3の6)
- (2) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして自らが指定した河川（笹ヶ瀬川、足守川）について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法11)
- (3) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）又は自らが指定した河川（笹ヶ瀬川、足守川）以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、関係水防管理団体及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。(法13)
- (4) 県知事は、法第11条及び第13条の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところによる、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。(法14)
- (5) 県知事は、国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）について行う水防警報の通知を受けたときは、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。(法16)
- (6) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。(法16)
- (7) 県知事は、法第10条の規定による通知(洪水予報)を受けたときは、直ちに水防管理者及び量水標等の管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
- (8) 県知事は、旭川ダム、湯原ダム、河本ダム、高瀬川ダム、鳴滝ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、檜井ダム、千屋ダム、竹谷ダム、三室川ダム、河平ダム、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、瀧の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、楨谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰（以下「各ダム等」という。）の洪水調節について、洪水が下流住民に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該各ダム等の操作について河川の状況を総合的に考慮して必要な措置をとるべきことをダム統合管理事務所長、ダム管理事務所長、ダム管理主任技術者及び井堰管理責任者（以下「各ダム管理事務所長等」という。）に指示しなければならない。

総則	水防組織と責任	水防活動の業務	注意報及び警報とその措置	雨量・水位状況	公用負担	水門及び樋門操作	水防標識及び身分証票	水防信号	水防区域	水防訓練	県民局の水防担当区域
----	---------	---------	--------------	---------	------	----------	------------	------	------	------	------------

総則	水防組織と責任
水防活動の業務	
注意報及び警報とその措置	
雨量・水位状況	
公用負担	
水門及び樋門操作	
身分証票	水防標識及び
水防信号	
水防区域	
水防訓練	
水防担当区域	県民局の

2 水防管理団体の責任

(1) 指定水防管理団体の責任

ア 指定水防管理団体は、県の水防計画に準じてそれぞれの実情に沿った水防計画を毎年策定し、その計画に基づいて管内の水防を十分に果たさなければならない。

水防計画を策定したとき又は変更したときは、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

イ 市内における水防体制の確立、強化及び水防能力の確保に努め、水防活動を実施する。

3 岡山地方気象台長の責任

(1) 岡山地方気象台長は、気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 10)

(2) 岡山地方気象台長は、法第 10 条の規定により指定された河川について岡山河川事務所長と共同して、法第 11 条の規定により指定された河川については県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 国土交通省中国地方整備局長（以下「中国地方整備局長」という。）の責任

中国地方整備局長は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（以下「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。また、中国地方整備局長は、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知するとともに、県水防本部長に通報する。特定緊急水防活動を終了しようとするときも同様とする。(法 32)

5 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）の責任

(1) 岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 10)

(2) 岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。(法 14)

(3) 岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防警報をしなければならない。(法 16)

(4) 前項の水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。(法 16)

(5) 岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、これを県水防本部長に通報しなければならない。

6 放送局、西日本電信電話株式会社その他通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信及び報道が最も迅速に行われるように協力しなければならない。(法 27)

7 各ダム管理事務所長等の責任

各ダム等及びその他の利水ダムを管轄する各ダム管理事務所長等は、各ダム等の操作規則又は操作規程若しくは管理規程（以下「操作規則等」という）に従い各ダム等の操作を行うとともに、水防活動時にあっては、操作の状況を速やかに県水防本部長及び岡山河川事務所長に通報しなければならない。

8 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合には、身体に被害の及ばない範囲で水防活動に協力する。

総
則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び
警報とその措置
の
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防標識及び
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の
水防担当区域

総

則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び
警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

水防標識及び
身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

第1節 業務の開始

水防活動は、岡山地方気象台から第4章第1節「水防活動用の注意報及び警報」に定める水防活動用の注意報及び警報（以下「水防活動用の注意報及び警報」という。）が発せられたとき又はその他の報告により水防本部長が必要と認めるときに、その業務を開始する。ただし、高潮注意報発表時においては水防本部長がその必要を認めるときとするとともに、各ダム等においては操作規則等の定めるところによるものとする。

第2節 非常配置体制

業務を開始するときは、直ちに次に定める非常配置体制を確立しなければならない。ただし、各ダム等については、操作規則等の定めるところによるものとする。

1 非常配置の種類と時期

瀬戸内市の水防配備体制の種類及び各体制の開始時期並びにその体制の主な業務内容は、次表のとおりとする。

種 別	時 期	内 容
準備体制	(1) 台風の接近が予想されるとき (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表されたとき (3) 総務部参与（統括班長）の指示があったとき (4) 岡山県内の市町村が被災時に、総務部参与（統括班長）の指示があったとき	(1) 危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に高度の配置に迅速に移行しうる体制とする。 (2) 岡山県内の市町村が被災したとき、危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、岡山県災害時相互応援協定に基づき、被災市町村の応援体制を整える。
注意体制	(1) 台風の接近が予想されるとき (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風警報のいずれかが発表され、災害の発生が予想されるとき (3) 総務部参与（統括班長）の指示があったとき	災害対策本部本部長、副本部長、各班長、統括班を招集し、班長会議を開催し事態の推移に伴い直ちに警戒本部設置に切り替えられる体制とする。
第一次警戒体制	(1) 台風の接近が予想され、市内に影響を与えることが予想されるとき (2) 夜間に台風の接近が予想されるとき (3) 市長（本部長）の指示があったとき	警戒本部を設置する。災害応急対策に関係のある部署、避難所開設に関係のある部署の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第二次警戒体制に切り替え

		られる体制とする。 (避難準備・高齢者等避難開始 発令相当な状況)
第二次 警戒体制	(1)市域に土砂災害警戒情報、高潮警 報が発表されたとき (2)局地的な豪雨が予想されるときま たは発生したとき (3)大規模な火事、爆発その他重大な 事故が発生したとき (4)その他の災害が発生又は切迫し、 市長の指示があったとき	災害対策本部を設置する。 (避難勧告発令相当な状況)
非常体制	(1)大規模な災害が発生し、人的被害 が発生したとき (2)広範囲にわたり被害が発生したと き (3)特別警報が発令されたとき	組織の全力を挙げて、応急対策 を実施する。

復旧時の体制

種 別	時 期	内 容
復旧体制	災害対策本部解散後の市内の被害状 況により、総務部参与(統括班長)の指 示があったとき	災害対策本部解散後の被害状 況に応じて、応急対応後の業務 に必要な所要人員を配備し災 害後の業務を行う。

総

則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び
警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

身分証票
水防標識及び

水防信号

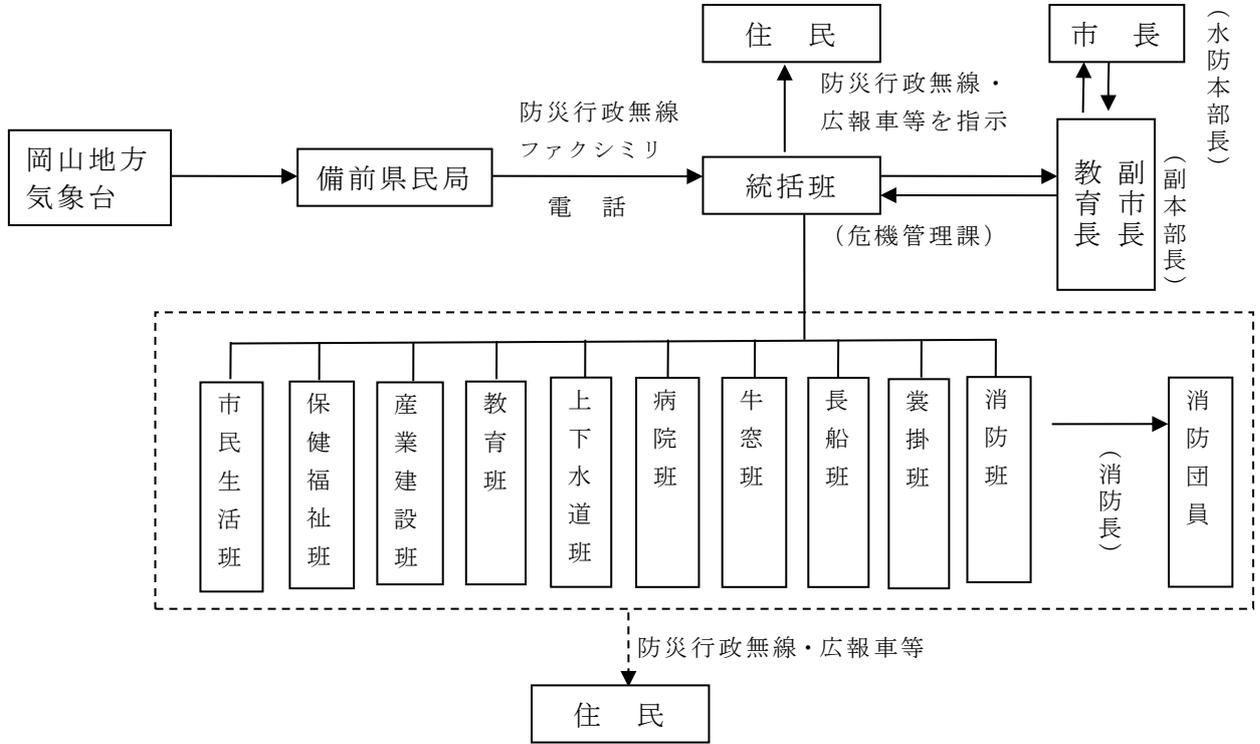
水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

2 非常配置に着くべき指令及び非常招集

- (1) 水防本部員の招集
水防本部員の招集は、統括班が行う。
- (2) 業務の開始に係る気象情報の入手及び伝達等
勤務時間中における気象情報の入手及び伝達は、下表により行う。



- (3) 時間外及び休日においては、備前県民局から宿・日直者が情報の入手を行い、統括班（危機管理課）の要員に連絡する。
- (4) 統括班（危機管理課）の要員は、宿・日直者と協力し、(2)により各班の班長等に登庁の指示を行う。班長等は、必要に応じ、班員に対し登庁の指示を行う。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
水防担当区域
県民局の

第3節 水防管理団体の業務の開始

水防管理者は、自ら把握する雨量、水位に関する情報及び県水防本部から通知される雨量、水位に関する情報並びに気象庁から発表される気象情報に基づき、その管理区域の水防を十分に果たすことのできるよう活動しなければならない。

第4節 水防管理団体の業務

水防管理者は、管理区域内の消防機関又は水防団体を指揮して、次の業務を行う。

1 安全確保

水防管理者は、津波発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう、水防計画において、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で出動するよう、必要な措置を定める。特に津波発生時の活動においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、活動を行わず避難する。

2 連絡

水防管理者は、常に岡山河川事務所、備前県民局、県警察及び隣接の他の水防管理団体と密接な連絡をとらなければならない。

その連絡方法については、あらかじめ打合せを行い、綿密な計画を樹立する。

3 情報収集及び記録

水防管理者は、管理区域の各河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、延長1km又は2kmごとに常時巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受けなければならない。

また、水防活動を開始した場合は、水防実施状況報告書（次頁参照）に必要な事項を記録しておかななければならない。

総則	水防組織と責任	水防活動の業務	注意報及び警報とその措置	雨量・水位状況	公用負担	水門及び樋門操作	身分証票	水防標識及び水防信号	水防区域	水防訓練	県民局の水防担当区域
----	---------	---------	--------------	---------	------	----------	------	------------	------	------	------------

水防実施状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊞

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
水防担当区域
県民局の

管理団体名								指定 非指定の別					
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告 年月日	平成 年 月 日				
水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先 m							所 費 要 経 費	人 件 費	管理団体分	県支出分	合計	
										手当	円	円	円
										その他	円	円	円
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時							物 件 費	資材費	円	円	円	
出動人員数	水防団体	消防団体	その他	計	器具費	円	円		円				
	人	人	人	人	燃料費	円	円		円				
					雑費	円	円		円				
					計	円	円		円				
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m							合計	円	円	円		
水防の 効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用	俵	俵	俵	俵
		m	ha	ha	戸	m	m	人	むしろ	枚	枚	枚	枚
水防の 被害	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	縄	kg	kg	kg	
									丸太	本	本	本	
								その他					
他の団体からの応援状況								立ち退きの状況及びそれに示した理由					
居住者出動状況								水防功労者氏名、年令、所属及びその功績概要					
警察の援助状況								堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況					
現場指導員氏名								水防活動に関する反省					
水防関係者の死傷								備考					

4 出動準備

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は水防団及び消防機関に対して出動準備をさせなければならない。(法 17)

- (1) 水位観測所の水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき
- (2) 統括班の入手した河川等の状況、気象状況等によって洪水、津波又は高潮の危険が予想されるとき
- (3) 消防長は、水防管理者の指示を受け、消防団長と協議して出動準備を命ずる消防分団へ指示をする。

5 出動

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は、直ちに水防団及び消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配置につかせる。この場合は、直ちに備前県民局長に報告しなければならない。(法 17)

- (1) 水位観測所の水位（潮位）が氾濫注意水位（警戒潮位）に達したとき
- (2) 統括班の収集した河川等の状況、気象状況等から洪水の危険が切迫していると考えられるとき
- (3) 沿岸部にあつては、風速 15メートル以上の南寄りの風が吹き、同時に満潮時になるとき
- (4) 消防長は、水防管理者の指示を受け、出動させる消防分団を決定し、消防団長に出動の指示を行う。

6 警戒、監視

- (1) 警戒、監視は、原則として産業建設班が別表 16 号「重要水防箇所危険箇所一覧表」に定める河川等について行う。ただし、産業建設部長の判断により消防団の派遣の必要があると認めるときは、消防長及び消防団長と協議し、派遣を要請することができる。
- (2) 警戒、監視は、担当区域内の危険箇所を重点的に行い、溢水、漏水、決壊等のおそれがある場合には、直ちにその状況を水防管理者に報告し、応急工作等必要な措置を講ずる。

7 非常警報及び作業開始

水防管理者は、出動命令を出したときは、管内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所その他特に危険と思われる箇所を中心に、堤防全体にわたり巡視を行い、特に次の異常を発見したときは、直ちに岡山河川事務所長又は備前県民局長に報告するとともに水防作業を開始しなければならない。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- (3) 天端の亀裂及び沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

8 作業の中断

(1) 水防活動従事者及び樋門等操作員は、次の状況になった場合は、警戒、監視及び作業を中断し、安全な場所に退避する。

- ア 氾濫危険水位に達したとき
- イ 堤防その他の施設が決壊したとき

(2) 水防活動従事者及び樋門等操作員は、(1)の事態となった場合は、水防管理者に報告する。

(3) 水防管理者は、(2)の報告を受けたときは、岡山河川事務所長又は、備前県民局長に報告しなければならない。

9 警察官等の援助の要請

(1) 水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、瀬戸内警察署長に対して警察官の出動を求める。(法 22)

(2) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。(法 24)

10 水防作業

水防管理者は、管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により、堤防の決壊を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、岡山河川事務所長又は備前県民局長に指導のための所員の派遣を要請する。

11 応援

(1) 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。このため、各水防管理者は、利害を共通する隣接の管理者と洪水防衛について、あらかじめ相互救援、費用の負担等について協定しておく。(法 23)

(2) 水防管理者は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で作業員及び資材等の援助を行う。

12 決壊等の通報及び決壊後の処置

(1) 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、産業建設班員、消防団員は水防管理者、消防団長又は消防長に報告する。

(2) 水防管理者、消防団長又は消防長は、(1)の報告を受けたときは、直ちにその旨を岡山河川事務所、備前県民局、瀬戸内警察署長、氾濫する方向の隣接水防管理団体及び付近の住民へ通報しなければならない。また、決壊したときにおいてもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法 25、26)

1.3 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者等に対し、防災行政無線、緊急速報メール、サイレン、市ホームページ及びラジオ、テレビ広報その他あらゆる方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、瀬戸内警察署長にその旨を通知しなければならない。水防管理者は、あらかじめ瀬戸内警察署長と協議の上、立退き計画を作成し、予定立退き先、経路等に必要な措置を講じておかななければならない。(法 29)

1.4 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、第3章第4節3「情報収集及び記録」における、水防実施状況報告書により、備前県民局長を経由して県水防本部長に報告するとともに、参考8「岡山県水防記録」を作成して、これを保管しなければならない。(法 47)

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 法第28条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察又は自衛隊の援助状況
- (13) 現場指導員氏名
- (14) 立退きの状況及びその指示理由
- (15) 水防に従事した者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) その後の水防につき考慮を要する点その他水防管理の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- (19) その他必要な事項

1.5 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を各々負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体の間の協議により決定する。(法 23、41)

1.6 水防管理団体の資材等の備蓄基準

水防管理団体においては、水防倉庫並びに器具及び資材を整え備蓄する。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

1.7 資材の調査及び補充

資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておいて緊急時の補給に備えること。

また、器具及び資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

第5節 業務の閉鎖

水防管理者は、県水防本部長から水防体制解除の通知があったとき若しくは水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めるときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに岡山河川事務所長及び備前県民局長に対してその旨報告する。

第6節 輸送

水防管理団体は、非常の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておく。

第7節 県の業務

県水防本部長の総指揮の下に防災砂防班長及び河川班長を中心として、各班、各県民局及び各ダム管理事務所は一体的協力のもとに、次の業務を行う。

1 活動開始の連絡

水防活動を開始した旨、水防活動を開始するに至った諸状況（水防活動用の注意報及び警報）並びに所要の指示注意事項を受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知するとともに、事後の連絡を確保すること。

2 情報収集及び連絡

(1) 気象の情報

岡山地方気象台から水防活動用の注意報及び警報の通知を受けたときは、別表3号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図(1,2)」に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

(2) 雨量、水位及び潮位

岡山県水防テレメーターシステム、岡山河川事務所、備前県民局、岡山地方気象台、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、滝の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、槇谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰から雨量、水位及び潮位の通報系統により情報を集め、必要に応じ関係機関に通報すること。

(3) ダム及び水門の放流

各ダム管理事務所長等又は水門管理者から放流の通知を受けたときは、直ちに通報連絡系統図に従って関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

3 記録

岡山地方气象台、岡山河川事務所、備前県民局、水防管理団体及びその他観測所から集まる情報を分類、整理し、これを記録、保存すること。ただし、水防テレメーターシステムによる出力帳票により記録及び保存のできる事項については、前段の規定にかかわらず、当該出力帳票により、これに代えることができる。

4 洪水予報

県は、岡山河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、別表4号「洪水予報伝達系統図」に従って通報すること。また、備前県民局長が洪水予報を発するときには、洪水予報伝達系統図に従って通知すること。(法10、法11)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

5 水位情報

備前県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、第4章第2節2(4)「発表の形式」の周知伝達系統図に従って通知すること。(法12、13) また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

6 水防警報

岡山河川事務所から水防警報の通知を受けたときは第4章第2節3(4)「水防警報通報伝達系統図」の通報伝達系統図に従って、備前県民局長が水防警報を発するときには第4章第2節4(3)「水防警報通報伝達系統図」の通報伝達系統図に従って通知すること。(法16)

7 状況判断及び指示

備前県民局長は、気象状況、雨量及び水位等に基づき、それぞれの地区の出水状況を把握し、県の防災砂防課長と連絡しながら管内水防管理団体に対し必要な措置を指示することができるものとする。(法30)

8 通報

備前県民局長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態発生 of 通報を受理したときは、これを県水防本部長に通報するとともに、最寄りの警察署に通報し、県水防本部長は、これを県警察本部その他必要な機関に通報すること。

9 自衛隊の派遣要請及び受け入れの協力

(1) 市担当者は、自ら自衛隊の派遣を必要と認めるときは、水防本部長へ報告するとともに危機管理課長と協議すること。

(2) 県の防災砂防課長は、水災に際し、市から自衛隊の派遣要請があった場合には、直ちに県の危機管理課長に連絡すること。

(3) 自衛隊の派遣要請を決定したときは、危機管理監は、岡山県地域防災計画の定めに従い、直ちに要請手続をとるとともに、関係各部の協力を得て受け入れ体制を整備すること。

10 水防工法の指導

総則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の水防担当区域

備前県民局長は、県水防本部長の指示を受けたとき又は水防管理団体の要請を受け必要と認めたときは、現場に職員を派遣し、水防工法その他必要な措置について指導しなければならない。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

1 1 業務の閉鎖

岡山地方気象台から水防活動用の注意報及び警報の解除の通知があり、洪水、津波又は高潮の危険が去ったと判断されたときは、県水防本部長は、水防活動の停止を命じ、その旨を受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通報すること。

1 2 水防資材及び器具

- (1) 備前県民局長は、水防管理団体の水防倉庫資材備蓄状況を調査し、その充実強化を指導する。
- (2) 県管理水防倉庫の使用については、水防管理団体等の要請により、備前県民局長が決定する。

1 3 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者中国地方整備局長及び岡山県知事は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資材を収集及び提供するための職員の派遣

第1節 水防活動用の注意報及び警報

水防活動用の注意報及び警報とは、気象業務法に基づき岡山地方気象台が行う一般の利用に適合する大雨、高潮の注意報、警報、特別警報及び洪水注意報、警報並びに気象庁が行う一般の利用に適合する津波予報区岡山県対象の津波注意報、警報及び特別警報をいう。

発表に際しては、特に「水防活動用」の語は冠さない。

1 注意報及び警報の種類と発表基準

注意報は、気象現象等が原因で、災害が起こるおそれがあると予想される時、注意を呼びかけるために行うものをいい、警報は、気象現象等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、警戒を呼びかけるために行うものをいう。さらに、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表する。

注意報、警報及び特別警報のうち水防活動の利用に適合するものの種類及び発表の具体的な基準は、次表のとおりである。

(1) 岡山地方気象台が発表する水防活動用の注意報及び警報の種類並びに発表基準

ア 気象注意報

気象現象等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、注意を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する注意報の種類

(瀬戸内市の発表基準は次ページ「警報・注意報発表基準一覧表」のとおり)

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

イ 気象警報

気象現象等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、警戒を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する警報の種類

(瀬戸内市の発表基準は次ページ「警報・注意報発表基準一覧表」のとおり)

警報の種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 岡山地方気象台

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
警報とその他の措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

警報	瀬戸内市	府県予報区	岡山県		
		一次細分区域	南部		
		市町村等をまとめた地域	岡山地域		
	大雨	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
			土壌雨量指数基準	116	
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域=7.8	
			複合基準 ^{*1}	千田川流域=(7.7.1)	
			指定河川洪水予報による基準	吉井川〔御休〕	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪		有義波高	2.5m		
高潮		潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	80		
	洪水	流域雨量指数基準	千田川流域=6.2		
		複合基準 ^{*1}	千田川流域=(7.5)		
		指定河川洪水予報による基準	吉井川〔御休〕		
	強風		平均風速	陸上	12m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
				海上	15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪		有義波高	1.5m	
	高潮		潮位	1.4m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
			海上	500m	
乾燥		最小湿度 35%で実効湿度 60%			
なだれ		①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}			
低温		最低気温 -3℃以下 ^{*3}			
霜		晩霜期に最低気温 2℃以下			
着水					
着雪		24時間降雪の深さ:平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温:-1℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

【別表 1 の解説】

1. 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 2. 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
 3. 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
 4. 大雪警報、注意報の基準については「平地、山地」の地域名で基準値を記述している（「平地、山地」の両方がある市町村のみ）。平地とは標高が概ね 600 メートル以下の地域、山地とは標高が概ね 600 メートル以上の地域。
 5. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
 6. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
 7. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
 8. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
 9. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
 10. 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
 11. 洪水の欄中、「〇〇川流域＝10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
 12. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
 13. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
 14. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]は、洪水予報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
 15. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
- (注) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

総	注意報及び	雨量・水位状況	公用負担	水門及び樋門操作	身分証票	水防信号	水防区域	水防訓練	県民局の
則	警報とその措置								水防担当区域
水防組織と責任									
水防活動の業務									

ウ 特別警報

気象現象等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する特別警報の種類

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(2) 気象庁が発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報
大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波警報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波高さ 予想の区分	発表される津波の高さ ※2		想定される被害と 取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報) ※1	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10m < 予想高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 予想高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 予想高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

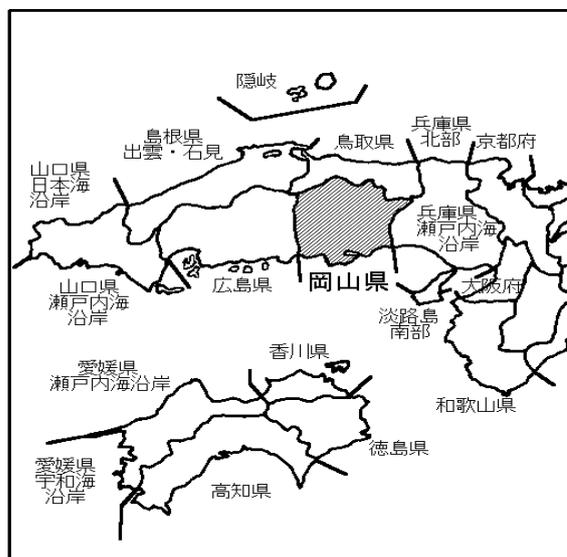
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	---	----	---------	---

※1 大津波警報を特別警報に位置づけている。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
(津波警報等の留意事項等について)

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震に規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波予報区



津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

2 注意報及び警報の通知

岡山地方気象台は、前項の水防活動用の注意報及び警報を発表したとき又は大阪管区気象台等から通知を受けたときは、直ちに別表3号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図」に従って水防本部長へ通知する。

3 水防本部が行う措置

水防本部は、2の注意報及び警報の通知を受けたときは第3章「水防活動の業務」に定めるところにより直ちに水防活動に入るとともに、別表3号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図」に従って各班及び関係機関に通報しなければならない。

総則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

水防標識及び身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の水防担当区域

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

総則

1 国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は、岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。(法10、気象業務法14の2)

なお、この発表をしたときは、直ちに別表4号「洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川」に従って、各関係機関に通知する。(法10)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長へ通知する。(法13の4)

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間(瀬戸内市関係分)

河川名	区	間
吉井川	左岸 岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先	から海まで
	右岸 岡山県和気郡和気町田原上字日ノ谷奥1527番の24地先	
金剛川	左岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先	から吉井川合流点まで
	右岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先	

(2) 雨量観測所(瀬戸内市関係分)

所管	観測所	所在地	摘要
岡山地方気象台	奈義	勝田郡奈義町荒内西字大池	地域気象観測所
	今岡	美作市今岡	〃
	赤磐	赤磐市黒本	地域雨量観測所
岡山河川事務所	和気	和気郡和気町吉田	地域気象観測所
	奥津	苫田郡鏡野町奥津川西字水村	テレメーター
	堀坂	津山市堀坂字丸山	〃
	湯郷	美作市湯郷	〃
	三石	備前市三石	〃

(3) 水位観測所(瀬戸内市関係分)

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
岡山河川事務所	吉井川	津瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	8.50m	9.60m	—
		御休	岡山市東区一日市	4.80m	5.80m	7.70m	8.20m	8.746m
	金剛川	尺所	和気郡和気町尺所	2.00m	3.00m	3.10m	3.40m	4.456m

注意報及び警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

水防標識及び身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

水防担当区域
県民局の

(4) 洪水予報の基準(瀬戸内市関係分)

情報名	基準
氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(5) 洪水予報伝達系統図

別表 4 号「洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川」のとおりとする。

(6) 洪水予報発表形式

参考 3「洪水予報発表形式（岡山河川事務所等発表形式）」のとおりとする。

2 岡山県による水位情報の通知及び周知

県知事が行う水位情報の周知は、備前県民局長が行う。

備前県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは(3)「水位情報周知伝達系統図」に従って関係機関に通知する。(法 12、13)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長へ通知する。(法 13 の 4)

総則	
水防組織と責任	
水防活動の業務	
注意報及び 警報とその措置	雨量・水位状況
	公用負担
	水門及び樋門操作
身分証票	水防標識及び
	水防信号
	水防区域
	水防訓練
	県民局の 水防担当区域

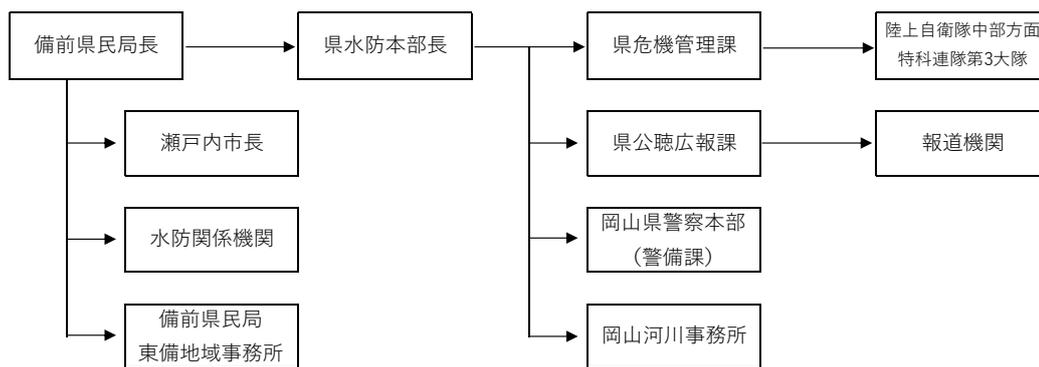
(1) 県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川(吉井川水系)

河川名	区	域
一級河川 吉井川水系 吉井川	起点 久米川との合流点 終点 左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ 606 番地先 右岸 和気郡和気町田原上日の谷奥 1527 の 24 番地先	
一級河川 吉井川水系 千町川	起点 左岸 瀬戸内市邑久町尻海 1073 番 1 地先 右岸 瀬戸内市邑久町尻海 1011 番 2 地先 終点 千町古川との分派点 終点 千町古川との合流点 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 千町古川	起点 千町川との分派点 終点 千町川との合流点	
一級河川 吉井川水系 千田川	起点 左岸 瀬戸内市長船町飯井 1180 番 3 地先 右岸 瀬戸内市長船町飯井 1180 番 4 地先 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 千田川放水路	起点 千田川との分派点 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 香登川	起点 千田川との分派点 終点 千田川との合流点	
一級河川 吉井川水系 金剛川	起点 左岸 備前市三石 256 番の 3 地先 右岸 備前市三石 3454 番の 1 地先 終点 左岸 和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799 番の 1 地先 右岸 和気郡和気町大字藤野字東野第 56 番の 1 地先	
一級河川 吉井川水系 八塔寺川	起点 左岸 備前市吉永町高田 338-5 地先 右岸 備前市吉永町高田 1348-1 地先 終点 金剛川との合流点	
一級河川 吉井川水系 吉野川	起点 左岸 美作市友野馬渡瀬東 48 の 5 右岸 美作市北原才谷口字道東溝下夕 87 番の 6 地先 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 梶並川	起点 左岸 美作市檜原中字山川 396 番の 7 地先 右岸 美作市吉字原田 62 番地先 終点 吉野川との合流点	
一級河川 吉井川水系 加茂川	起点 左岸 津山市檜字龍ヶ爪 632 番の 2 地先 右岸 津山市草加部字築瀬 1494 番の 2 地先 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 宮川	起点 横野川との合流点 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 滝川	起点 左岸 勝田郡勝央町河原字川ヶ平 645 番の 1 地先 右岸 勝田郡勝央町河原字八反田 625 番の 1 地先 終点 梶並川との合流点	

(2) 水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	担当 県民局	通報先 水防管理者	総 則
一級河川 吉井川水系 吉井川	ふきやまち 吹屋町	津山市吹屋町	(1.60m)	(2.20m)	2.20m	3.20m	美作	津山市、鏡野町 美咲町	水防組織と責任 水防活動の業務 注意報及び 警報とその措置 雨量・水位状況 の 公用負担 水門及び樋門操作 身分証票 水防信号 水防区域 水防訓練 県民局の 水防担当区域
	おげた 小桁	津山市小桁	(2.00)	(3.20)	5.20	6.40	美作	津山市、美咲町	
	つかつの 塚角	久米郡美咲町塚 角	(2.40)	(4.10)	4.20	5.90	美作 備前	美咲町、赤磐市	
	すさい 周匝	赤磐市周匝	(2.50)	(3.50)	3.70	6.20	備前	赤磐市、和気町 美作市、美咲町	
	さえま 佐伯	和気郡和気町矢 田	(2.80)	(5.00)	6.60	8.80	備前	和気町	
一級河川 吉井川水系 千町川	せんちょう 千町	瀬戸内市邑久町 本庄	—	—	1.70	2.00	備前	岡山市 瀬戸内市	
一級河川 吉井川水系 千町古川									
一級河川 吉井川水系 千田川	福中	瀬戸内市邑久町 福中	—	—	3.30	3.40	備前	岡山市 瀬戸内市	
一級河川 吉井川水系 千田川放水 路	ほしだ 千田	瀬戸内市長船町 福里	—	—	3.20	3.50	備前	瀬戸内市 備前市	
一級河川 吉井川水系 香登川									
一級河川 吉井川水系 金剛川	よしながなか 吉永中	和気郡和気町吉 田	—	—	2.80	3.30	備前	備前市、和気町	
一級河川 吉井川水系 八塔寺川	いたやかみ 板屋上	備前市吉永町神 根本	—	—	2.80	3.20	備前	備前市、和気町	
一級河川 吉井川水系 吉野川	はやしの 林野	美作市朽木	—	—	3.10	3.60	美作 備前	美作市、美咲町 勝央町 和気町	
一級河川 吉井川水系 梶並川	ひかみ 火の神	美作市檜原中	—	—	2.60	3.30	美作	美作市、勝央町	
一級河川 吉井川水系 加茂川	ひかみ 日上	津山市川崎	—	—	4.10	4.40	美作	津山市	
一級河川 吉井川水系 宮川	ひがしいちのみや 東一宮	津山市東一宮	—	—	2.70	3.20	美作	津山市	
一級河川 吉井川水系 滝川	ひがしよしだ 東吉田	勝田郡勝央町東	—	—	1.60	2.00	美作	美作市、勝央町 奈義町	

(3) 水位情報周知伝達系統図



(4) 発表の形式

「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」の様式のとおりとする。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

3 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は岡山河川事務所長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは直ちに(4)に示す伝達系統図に従って各関係機関に通知する。(法 16)

(1) 水防警報を行う河川及びその区域（瀬戸内市関係分）

（昭和 30.9.9 建設省告示第 1178 号）

（吉井川昭和 55.4.5 建設省告示第 823 号）

河川名	区 間
吉井川支流 金剛川	左岸 和気郡和気町大字藤野字小松原 第 1799 番の 1 地先
	右岸 和気郡和気町大字藤野字東野 第 56 番の 1 地先

} から吉井川まで

(2) 水位観測所（瀬戸内市関係分）

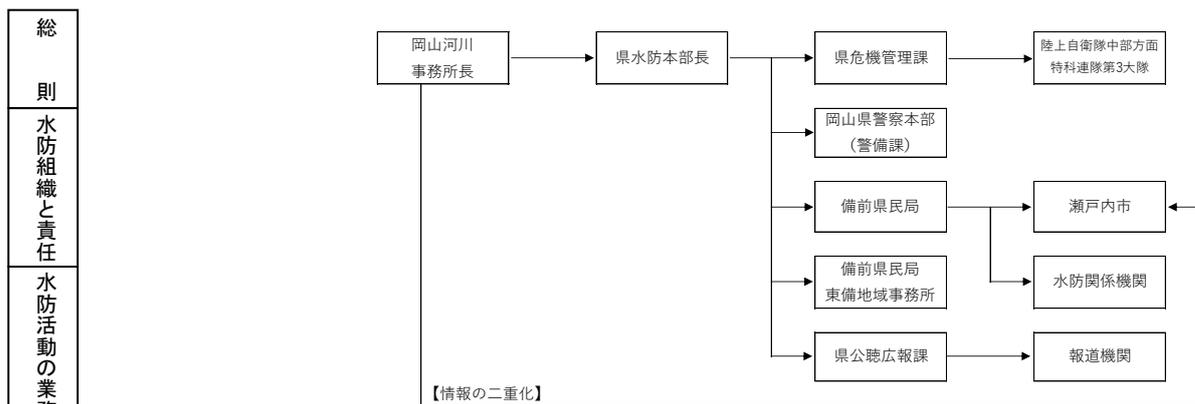
水系名	河川名	観測所名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	連絡先 水防管理者
吉井川	吉井川	つ せ 津 瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	岡山市・備前 市・赤磐市・和気 町
		み や す 御 休	岡山市東区一日市	4.80	5.80	岡山市・瀬戸 内市・備前市
		く ぼ ん ※九 蟠	岡山市東区九蟠	3.30	3.60	岡山市
	金剛川	し や く そ 尺 所	和気郡和気町尺所	2.00	3.00	和気町

※ 岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

(3) 水防警報発表者

河川名	発表責任者
吉井川・金剛川	岡山河川事務所長

(4) 水防警報通報伝達系統図
国土交通大臣の発表する水防警報



(5) 水防警報の段階

段階別	内 容	
第1段階	待機	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じても差し支えない旨を警告するもの
第2段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動ができるよう準備をする旨を警告するもの
第3段階	出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階	指示	水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの
第5段階	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

4 県知事が行う水防警報とその措置

県知事が行う水防警報の発表は、備前県民局長が行う。

備前県民局長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは水位、潮位等を示し、次の指定区域について水防警報を発し次に示す伝達系統図に従って各関係機関に通知する。(法16)

ただし、海岸における水防警報は岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限る。

(1) 県知事が水防警報を行う指定区域(平成17.6.7 岡山県告示第393号)

河川海岸名	区 域	水防警報発表者
虫明漁港海岸 瀬溝地区	起点 瀬戸内市邑久町虫明字瀬 2448 番地	備前県民局長
	終点 瀬戸内市邑久町虫明字小瀬 3832 番地の1	
虫明漁港海岸 虫明地区	起点 瀬戸内市邑久町虫明字小路越 3911 番地	
	終点 瀬戸内市邑久町虫明字太田 4990 番地	
牛窓港海岸 綾浦地区	起点 瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山 2584 番地先	
	終点 瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山 4452 の3番地先	
牛窓港海岸 紺浦地区	起点 瀬戸内市牛窓町牛窓紺浦 5359 の4番地先	
	終点 瀬戸内市牛窓町牛窓紺浦 4948 番地先 県道西大寺牛窓線交差点	

<参考情報>

瀬戸内海沿岸の潮位等の情報：

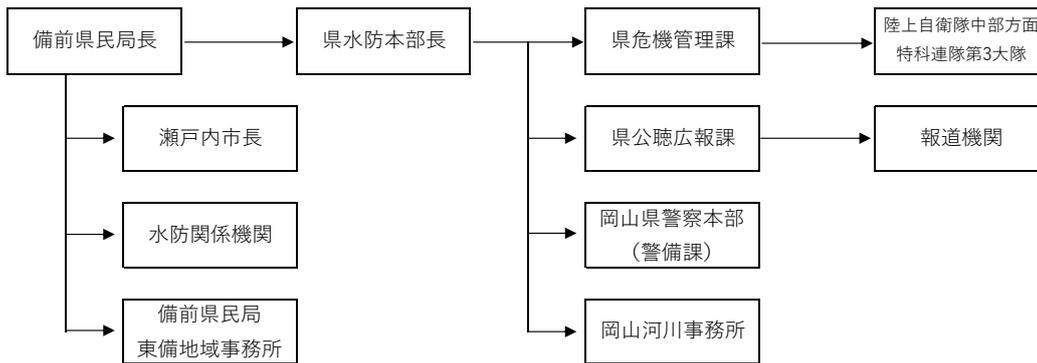
中国地方整備局HP（潮位情報提供サービス）参照

URL：http://www.bousai.cgr.mlit.go.jp/cyoui/mobile/

(2) 潮位観測所（瀬戸内市関係分）

河川海岸名	観測所名	位置	通報水 (潮)位	警報水 (潮)位	零点標高	通報先水防 管理者
虫明漁港海岸 瀬溝地区	牛 窓	瀬戸内市 牛窓町	0.50m	0.70m	±0	瀬戸内市
虫明漁港海岸 虫明地区						
牛窓港海岸 綾浦地区						
牛窓港海岸 紺浦地区						

(3) 水防警報通報伝達系統図
県知事の発表する水防警報



(4) 水防警報の段階

第4章第2節3(5)「水防警報の段階」に同じ。

(5) 発表の様式例

「岡山県水防警報用紙」（段階ごと）のとおり。

総
則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び
警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

身分証票
水防標識及び

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

総則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び
警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

水防標識及び
身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

第1節 雨量の観測及び通報

1 通報基準

雨量観測員及び備前県民局長（地域事務所長）は、次の通報基準及び通報連絡の方法により、昼夜間にかかわらず県水防本部長に通報する。ただし、県水防本部長から特別の指示があった場合は、当該指示に従う。

- (1) 24時間以内に80mm以上の降雨があったとき
- (2) 時間雨量が20mmを超えたとき
- (3) (1)の通報発信後なお引き続き降雨のあったときは、30mmを超えるごとに通報する。

2 通報連絡

- (1) 雨量観測員は、次の要領により、備前県民局長（地域事務所長）に通報する。
- (2) 備前県民局長は、管内観測所及び関係地域事務所からの雨量の情報を取りまとめ、次の要領により、速やかに県水防本部長に通報する。

3 通報要領

- (1) 水防テレメーター観測所の場合
県水防本部長が特別に指示する場合を除き、原則として通報を要しない。
- (2) 水防テレメーター観測所以外の観測所の場合
 - ア 通報開始又は再開
雨量が通報基準に達したとき又は県水防本部長若しくは備前県民局長（地域事務所長）から通報開始の指示を受けたときから開始又は再開する。
 - イ 通報終了又は中止
降雨がなくなったとき又は県水防本部長若しくは備前県民局長（地域事務所長）から通報中止の指示を受けたときに終了又は中止する。
 - ウ 定時通報
通報開始から終了までの間、1時間ごとにその時刻の雨量の変動状況及び天候その他県水防本部長が指示した事項を通報する。
 - エ 臨時通報
前号の通報発信後なお引き続いて30mm以上の降雨があったときは、その都度その時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

4 通報系統

雨量通報は、別表8号「雨量通報系統図」に従って通報する。

5 水防管理団体への情報提供

雨量に関する情報については、水防テレメーターシステムを通じて、関係水防管理団体に提供する。

6 県内雨量観測所

別表7号「県内雨量観測所」のとおりとする。

第1節 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法 28)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他障害物の処分

第2節 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

<p>公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書</p>		
<p>氏 名</p>		
<p>右の者に 地域における水防法(昭和24年法律第193号) 第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p>		
<p>年</p>	<p>月</p>	<p>日</p>
<p>瀬戸内市長</p>		<p>印</p>

総
則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び
警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防標識及び
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の
水防担当区域

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次に示す証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡す。

公 用 負 担 命 令 票				
第	号			
	(目的物)	種類	数	
	(負担内容)	使用	収用	処分 等
	年	月	日	
		瀬戸内市長 事務取扱者		⑨ 印
		殿		

第4節 損失の補償

第3節の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。(法28)

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の水防担当区域

第1節 安全確保

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、特に津波発生時の閉鎖においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難する。

第2節 操作

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水又は高潮に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の開閉を行う。

また、津波に関する気象情報等の通知を受けたときは、必要に応じて門扉等の閉鎖を行う。

1 防潮水門・排水ポンプの運転

防潮水門及び排水ポンプについては、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプの運転を行う。

このほか、津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖する。

2 水門、樋門、陸閘の操作

(1) 逆流防止のために設けられた水門、樋門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖する。

(2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、高潮対策の場合は高潮注意報が発表されたときに閉鎖することを原則とする。

(3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとし、津波警報の発表から津波の到達予測時刻までに1時間以上の時間的余裕がある場合に陸閘を閉鎖する。

総則

水防組織と責任

水防活動の業務

警報とその他の措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

身分証票

水防標識及び

水防信号

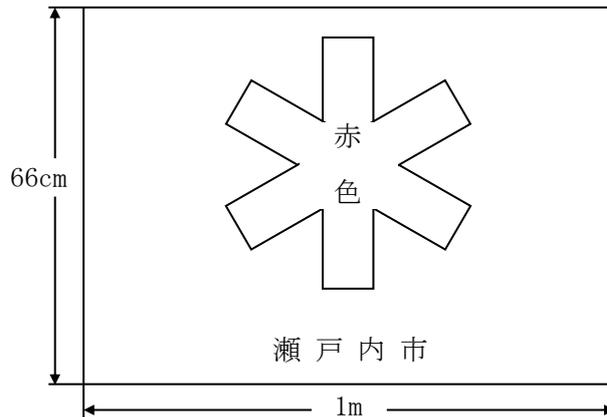
水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

第1節 水防標識

- 1 水防のため、出動する車は、次の標旗を用いなければならない。(法18)
(水防法施行規則)



白地に赤色記号
文字黒色

- 2 1の車に随行する者は、次の腕章をつける。

赤	
水	防
瀬	戸
内	市
赤	

白地に赤線上下2本
幅 9cm
長さ 任意
文字 黒色

総

則

水防組織と責任

水防活動の業務

注意報及び
警報とその措置

雨量・水位状況

公用負担

水門及び樋門操作

水防標識及び
身分証票

水防信号

水防区域

水防訓練

県民局の
水防担当区域

第2節 身分証票

- 1 市の職員が水防のために必要な土地に立ち入り、又は指導等のため現場に赴くときは、次の水防職員の証を携行する。

表

第 号	水防職員の証		
所属名			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
	年	月	日交付
瀬戸内市長			⑨

裏

心 得
(1) 本書は、水防法第49条による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外のものの使用を禁ず。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

総 則
水防組織と責任
水防活動の業務
注意報及び 警報とその措置
雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
水防標識及び 身分証票
水防信号
水防区域
水防訓練
県民局の 水防担当区域

第9章

水防信号

総則	
水防組織と責任	<p>1 通信及び連絡 水防業務に際しての通信及び連絡は、無線電話、携帯電話、一般電話、有線放送、自動車によるほか、緊急を要するときは、警察通信施設を利用する。</p>
水防活動の業務	<p>2 信号 水防に用いる信号は、別表 18 号「水防信号」のとおりとする。(法 20)</p>
警報とその措置	
の雨量・水位状況	
公用負担	
水門及び樋門操作	
身分証票	
水防信号	
水防区域	
水防訓練	
水防担当区域	県民局の

第 1 節 水防区域

瀬戸内市内全河川及び海岸

第 2 節 重要水防箇所

洪水、高潮に際して水防上特に注意を要するとして指定した箇所（別表 12 号「重要水防箇所評定基準」、13 号「重要水防箇所総括表」）。重要水防箇所は別表 14 号「重要水防箇所危険箇所一覧表」のとおりとする。

総則
水防組織と責任
水防活動の業務
警報とその措置
注意報及び の雨量・水位状況
公用負担
水門及び樋門操作
身分証票
水防標識及び 水防信号
水防区域
水防訓練
水防担当区域
県民局の

総則	水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。
水防組織と責任	1 実施事項
水防活動の業務	(1) 非常の際に水防の目的を完遂するため、水防訓練を毎年1回以上行う。
注意報及び 警報とその措置	(2) 水防訓練は、概ね次の方式によるものとし、訓練の立案、実施は、危機管理課長が事務を行う。
雨量・水位状況	ア 想定
公用負担	(ア) 気象状況の想定
水門及び樋門操作	(イ) 降雨、水位等の想定
身分証票	(ウ) 洪水状況の想定
水防信号	(エ) 危険状態の想定
水防区域	(オ) その他
水防訓練	イ 訓練内容
水防担当区域	(ア) 観測
	(イ) 通報
	(ウ) 工法
	(エ) 輸送
	(オ) 樋門、陸閘等の開閉操作
	(カ) 避難
	2 実施時期
	(1) 市は、毎年出水期前に、水防団又は消防機関及び水防協力団体等と協力し、水防訓練を実施することとする。(法32の2①)
	(2) その他の水防管理団体は、市に準じて水防訓練を実施する。(法32の2②)

備前県民局 └ 東備地域事務所	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町 備前市、赤磐市、和気町
備中県民局 └ 井笠地域事務所 └ 高梁地域事務所 └ 新見地域事務所	倉敷市、総社市、早島町 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 高梁市 新見市
美作県民局 └ 真庭地域事務所 └ 勝英地域事務所	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町 真庭市、新庄村 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

別 表

別表1号 水防連絡要員名簿

水防本部長等

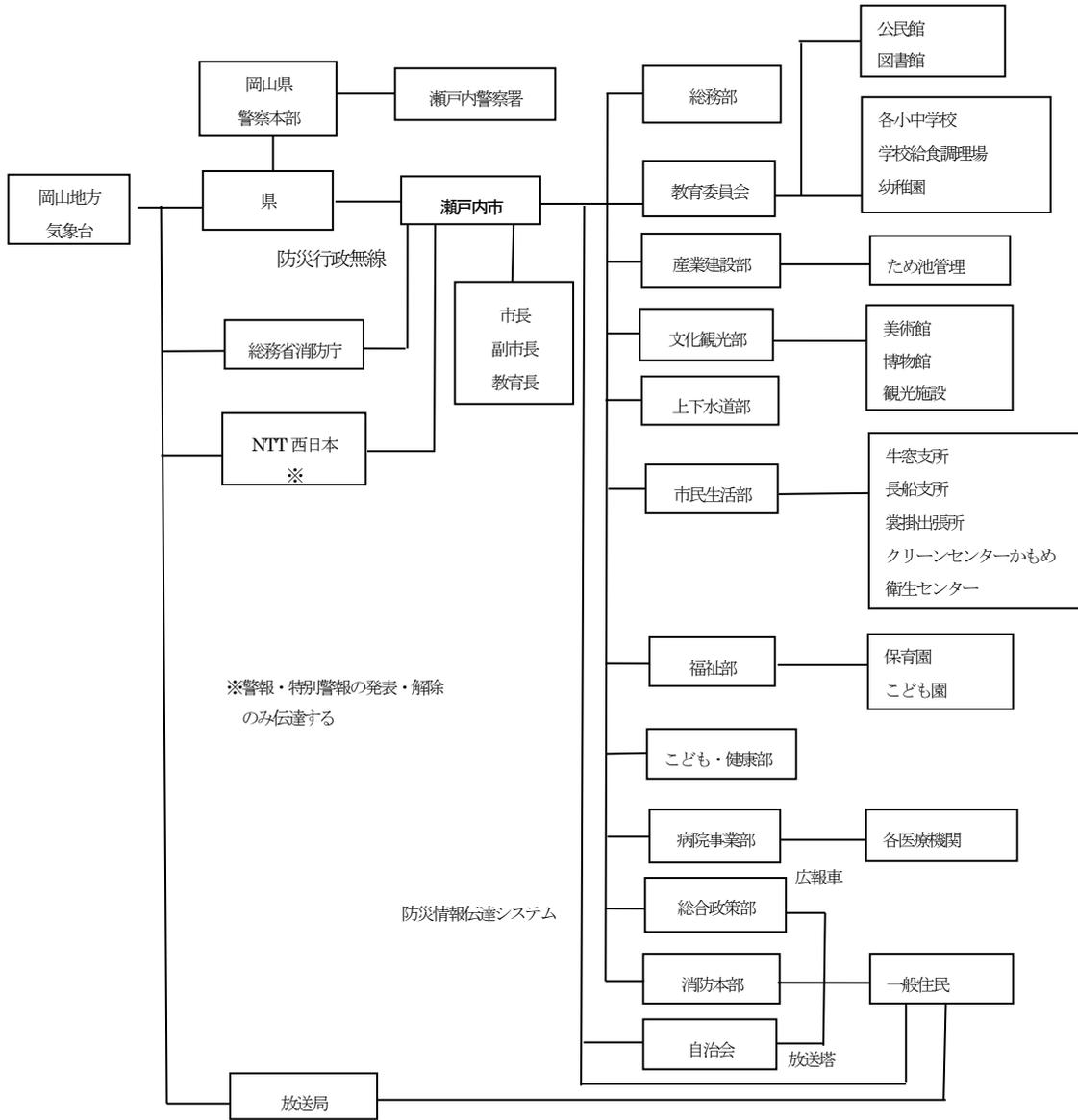
	職 名
水 防 本 部 長	市 長
副 本 部 長	副 市 長
〃	教 育 長

別表2号 非常連絡名簿 (時間外、休日用)

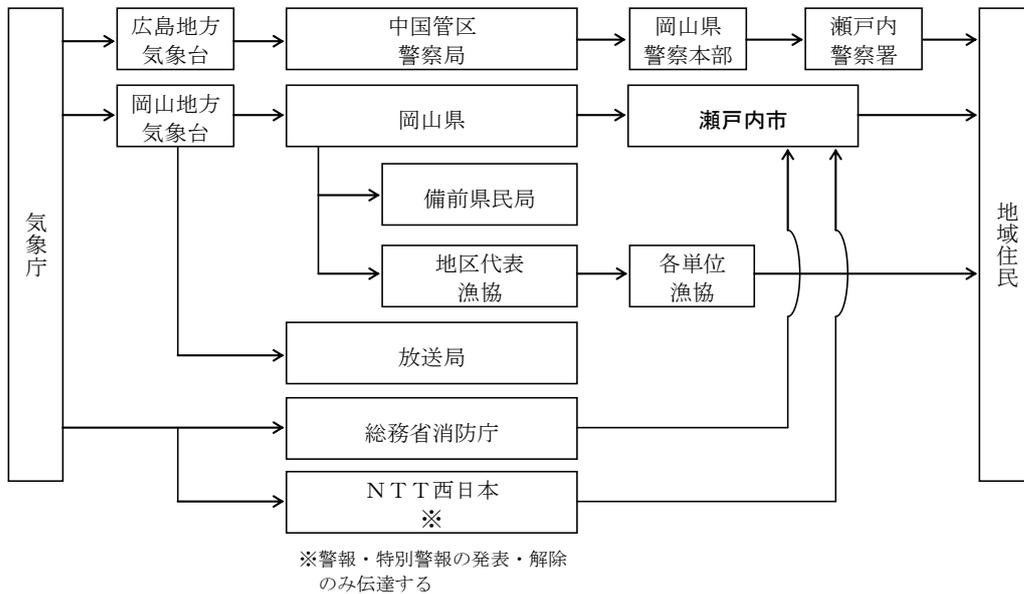
班 名	順 位	所 属 役 職 名
統 括 班	1	総務部参与
	2	総務部総務課長
	2	総務部契約管財課長
	2	総合政策部秘書広報課長
	2	議会事務局長
市 民 生 活 班	1	市民生活部長
	1	市民生活部参与
	2	市民生活部市民課長
	2	市民生活部国保年金医療給付課長
	2	市民生活部生活環境課長
保 健 福 祉 班	1	福祉部長
	2	福祉部福祉課長
	2	福祉部いきいき長寿課長
	2	トータルサポートセンター所長
	2	こども・健康部子育て支援課長
	2	こども・健康部健康づくり推進課長
産 業 建 設 班	1	産業建設部長
	1	文化観光部長
	2	産業建設部建設課長
	2	産業建設部産業振興課長
	2	産業建設部建築住宅課長
教 育 班	1	教育委員会教育次長
	2	教育委員会総務学務課長
	2	教育委員会社会教育課長
上 下 水 道 班	1	上下水道部長
	2	上下水道部上水道業務課長
	2	上下水道部上水道施設課長
	2	上下水道部下水道課長
消 防 班	1	消防本部消防長
	2	消防署長
	2	消防本部総務課長
	2	消防本部警防課長
	2	消防本部予防課長
	2	消防本部通信指令室長
病 院 班	1	病院事業部長
	2	市民病院事務局長
牛 窓 班	1	総合政策部長
	2	総務部財政課長
	2	総合政策部企画振興課長
長 船 班	1	こども・健康部長
	2	市民生活部国保年金医療給付課長
	2	こども・健康部こども政策課長
裳 掛 班	1	会計管理者
	2	市民部税務課長
	2	総務部DX戦略室長

別表3号 水防活動に関する情報の受理伝達系統図

1 気象予警報（気象等の情報を含む）の伝達

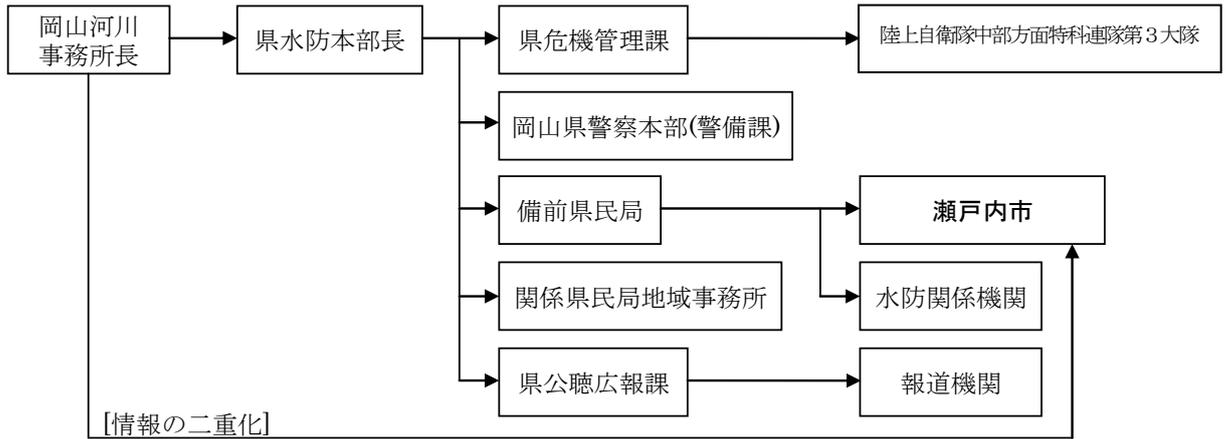


2 津波警報等（大津波警報、津波警報又は津波注意報）の伝達

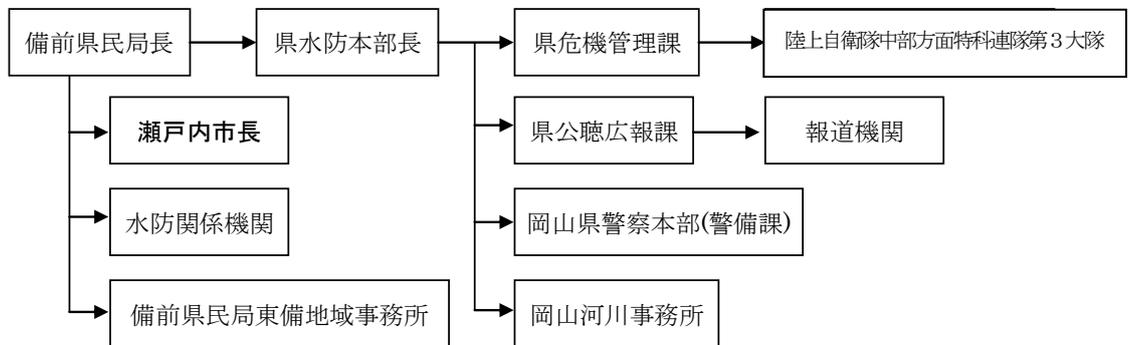


3 水防警報

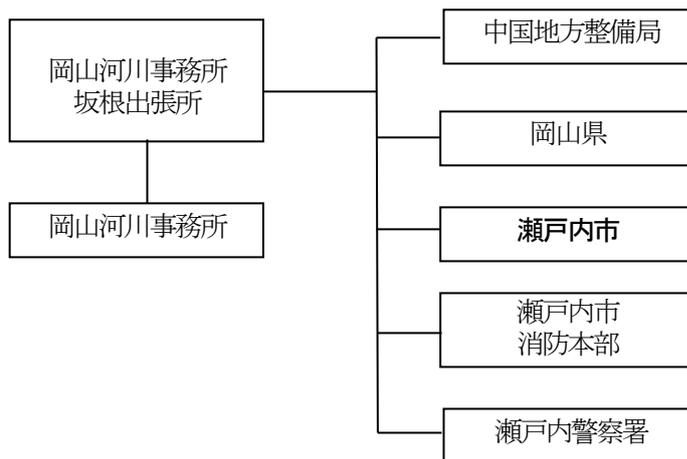
(1) 国土交通大臣の発表する水防警報



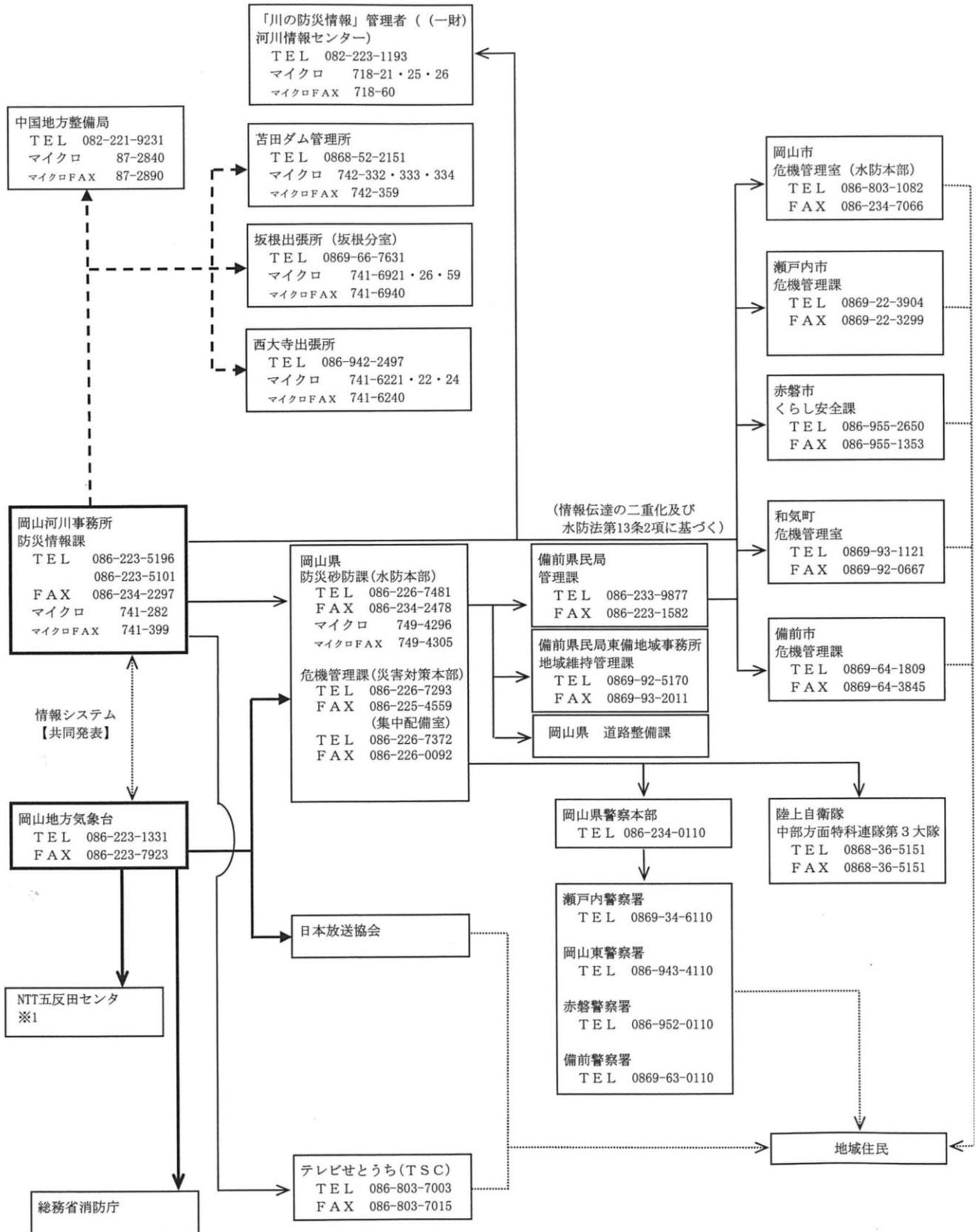
(2) 県知事の発表する水防警報



(3) 吉井川坂根堰放流時連絡系統



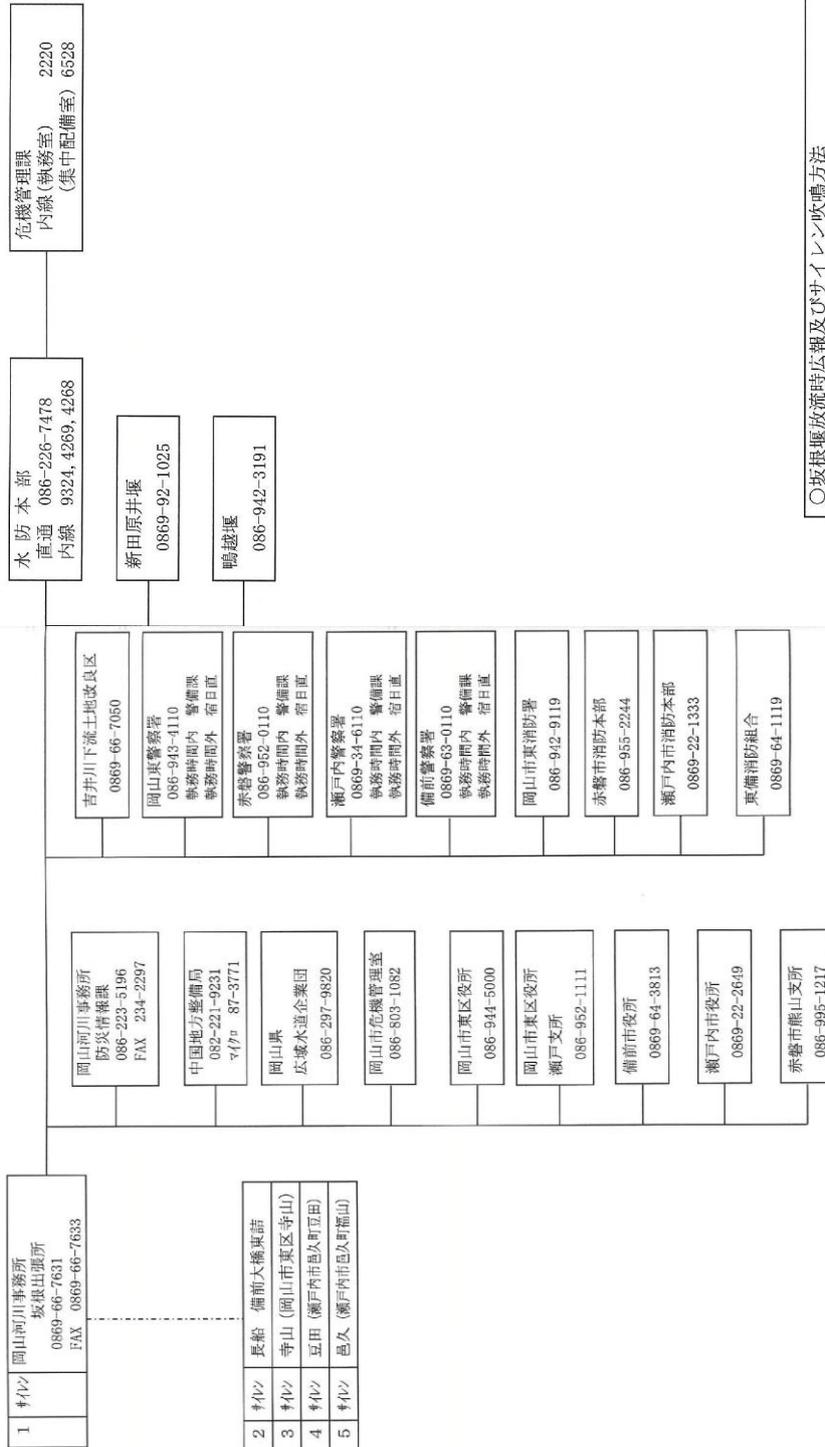
別表4号 洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川



凡	例
専用線	→
メール又はマイクロ回線	- - - - -
メール又はNTT回線	→
その他	→

注 各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。
※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

別表5号 吉井川坂根堰放流時通報連絡系統図



○坂根堰放流時広報及びサイレン吹鳴方法

- 放流についての放送及びサイレン吹鳴の時期
坂根堰については、次の(1)～(6)の操作を行うときは、警報を放送する。
また、(3)の操作を行うときは、サイレンを吹鳴する。
(1)主ゲートからの放流を開始するとき。
(2)洪水を流下させるためゲートの全開操作を開始するとき。
(3)放流の原則に対して流量増を行うとき。
(4)ゲート等の点検・整備により放流を行うときで下流に急激な水位変動が予想されるとき。
(5)堆積土砂を排除するために放流するとき。
(6)その他異常事態の発生により堰下流に重大な被害を及ぼす恐れがあるとき。

2 サイレンの吹鳴方法



別表6号 県管理水防倉庫 資材備蓄状況

県民局名	備前県民局										備中県民局				美作県民局					
	備前県民局					備中県民局					井笠		高梁		新見		真庭			
	笠ヶ瀬	高松	西大寺	建部	金川	玉野	和気	倉敷	玉島	総社	笠岡	井原	矢掛	高梁	新見	津山	落合	八束	美甘	勝英
水防倉庫名	200	44,700	17,200	5,000	3,000	1,200										450	1,200			1,060
位置	岡山市 北区 津島京町	岡山市 北区 高松	岡山市 東区 河本町	岡山市 北区 建部町福源	岡山市 北区 御津草生	玉野市 宇野	和気町 和気	倉敷市 黒石	倉敷市 玉島乙島	総社市 真壁	笠岡市 六番町	井原市 西江原町	矢掛町 矢掛	高梁市 落合町 近似	新見市 高尾	津山市 山下	高梁市 落合町 近似	真庭市 上長田	真庭市 美甘	美作市 入田
麻袋	21,200	44,700	17,200	5,000	3,000	1,200	13,800	44,000	1,000	8,000	25,000	10,000	25,000	18,000	31,000	27,000	15,000	3,000	31,540	
土のう袋	300						400	520			5			500	500	500	1,000		1,140	
大型土のう袋	1							1												2
同上製作機	220	250	420	100	80	260	300	650	320	950	750	800	600	630	300	6	55	100	840	
杭(本)		26		30	150	25	26										60	60	50	
丸太(本)	100	200	100				30	500	54						50	100				
筵(枚)	24	30	52					60	10		20	4	5	6		2	22	27	3	
縄(巻)	1,700	1,000	800	240	300	1,100	700	1,400		4,100	300	50	600	4,000	1,000	200	100	1,900	1,000	
ロープ(m)	90	50	210	20	20	70	10	50	210	90	100	30	30	50	30	10	3	4	4	
鉄線(kg)	743			200	500									180			148		250	
カスガイ	4	9	9	4	8	2	6	10	7	39	2	3	2	6	4	14	23	1	13	
掛失																				
天びん棒																				
鎌	5	9	5	16	5	5	2	9		10	8	4	3	10	29	19	2	4	4	
ナタ	11	4		4	4	9	8	3		2	8	2	2	4	6		15	11	9	
スコップ	59	35	120	8	19	10	20	70	3	59	23	11	11	53	23	20	28	4	20	
鋤鎌	18	10	9	3	3	3	6	5		3	6	5	6	15	4	6	26	3	5	
唐鍬	7	9	8	2	3	2	11	7		10	5	3	3	11		7				
ツルハシ	6	5	2	5	4	3	10	15		5	3	3	2	14	12	5	16	8	3	
鋸	9	13	3	9	9	4	2	2		5	5	3	2	2	2	2	12	1	8	
ベンチ	3	10	3	3	3	2	0	6		5	5	7	7	1		7		6	4	
ハンマー	4	2	2	7	3	2	2	1		26	2	3	2	1	3	5	7	1	2	
斧	10	2	2	9	3	2	1	4		1	5	3	3	4		2		2	2	
ハイスケ													8			90	10	10		
チェン																				
ミツメ鍬														4	3					
タコ	1							2		2	1				2					
シート	9	71	9	30	42	40	140	14		2	16	9	6	14	24	45	30	6	32	
とび口		2		4		2		3					1			4				
こも			120																	
一輪車	7																			
ブルーシート	300						400	500			300			300	400	50	400		250	
合計																				9,010
																				350,040
																				1,140
																				2
																				7,781
																				427
																				1,134
																				265
																				20,670
																				1,131
																				2,021
																				171
																				42
																				149
																				104
																				630
																				167
																				88
																				128
																				93
																				72
																				86
																				53
																				118
																				7
																				8
																				561
																				16
																				120
																				11
																				2,900

別表7号 県内雨量観測所

(1) 県関係雨量観測所(瀬戸内市関係分)

観測所名	位置			設置場所	水系	所属	観測人氏名	通報連絡方法	種別
	郡市	町村	大字						
長船	瀬戸内		長船町土師	瀬戸内市長船支所	吉井川(干田川)	岡山県	県民局職員		砂防関係 テレメーター
千町	瀬戸内		邑久町本庄	瀬戸内市消防本部	吉井川(千町川)	岡山県	県民局職員		テレメーター
牛窓	瀬戸内	牛窓	牛窓	牛窓ヨットハーバー	その他	岡山県	県民局職員		砂防関係 テレメーター

(2) 岡山地方気象台関係雨量観測所(瀬戸内市関係分)

観測所名	位置			設置場所	水系	所属	観測人氏名	通報連絡方法	種別
	郡市	町村	大字						
虫明	瀬戸内		邑久町虫明		海岸	気象庁	岡山地方気象台	オンライン	地域気象観測所

別表9号 雨量通報系統図

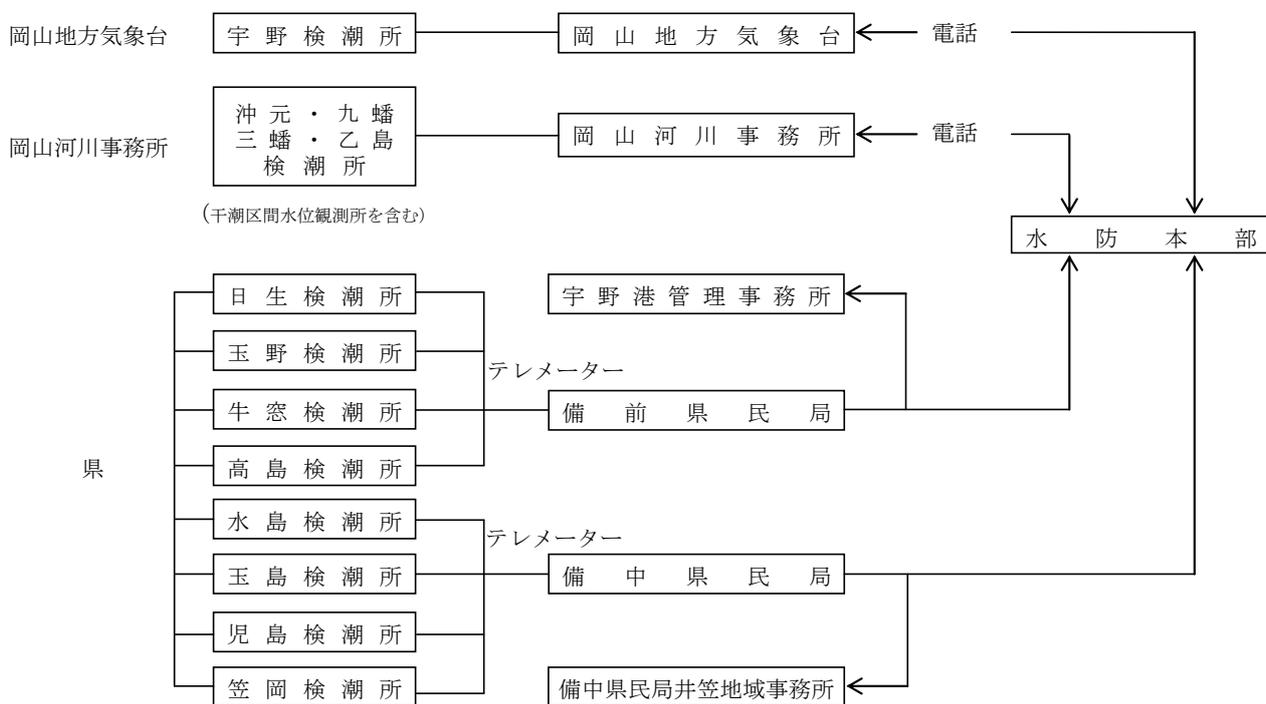
(1) 県関係水位観測所(瀬戸内市関係分)

水系		観測所名	位置		水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	観測者	備考
本流	支流		都市	大字							
吉井川	千田川 千田川放水路 香登川	千田	瀬戸内	長船町 福里	(2.70)	(3.20)	3.20	3.50	0.08	県民局 職員	水位周知 テレメー ター
吉井川	千町川 千町古川	千町	瀬戸内	邑久町 本庄	(1.40)	(1.70)	1.70	2.00	-0.63	県民局 職員	水位周知 テレメー ター
吉井川	千田川	福中	瀬戸内	邑久町 福仲	(2.50)	(3.30)	3.30	3.40	0.00	県民局 職員	水位周知 テレメー ター

() : 洪水予報、水位周知、水防警報のそれぞれで通知しなければならない水位以外の参考水位

別表10号 潮位通報連絡系統図

潮位通報連絡系統図



別第11号 水防管理団体の資材等備蓄基準

水防管理団体の資材等備蓄基準

種類	掛矢	鋸	金鋸	つる はし	スコップ	なた	おの	ペンチ	鎌	空俵	杭木	縄	むしろ ビニールシート	竹	鉄線
単位	個	個	個	個	個	個	個	個	個	俵	本	丸	枚	束	kg
数量	2	5	3	10	20	5	3	5	10	750	80	10	60	5	120

別表12号 重要水防箇所評定基準

1 従来基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所
破堤関連区間			破堤箇所の上下流において同様な築堤構造を有し、現地状況・浸水実績等から注意を要する区間

別表13号 重要水防箇所総括表

令和6年3月末現在

水系	区分	県		国土交通省		瀬戸内市		計	
		箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)
吉井川		386	59,565	175	28,202	—	—	561	87,767
旭川		351	91,585	118	15,776	—	—	469	107,361
高梁川		251	61,070	168	44,574	—	—	419	105,644
その他の水系		259	71,010	—	—	—	—	259	70,010
海岸		765	0	—	—	—	—	765	0
合計		2,012	282,230	461	88,552	—	—	2,473	370,782

別表14号 重要水防箇所危険箇所一覧表

国土交通省管理河川（吉井川水系）

令和6年3月末現在

河川名	地先名 (水防管理団体)	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法		地整 担当 出張所	岡山県 担当 県民局
		左右岸	距離標	延長 (m)				工法	所要資材		
吉井川	瀬戸内市邑久町福山 (瀬戸内市)	左	6K970 ～ 7K420	450	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備前 県民局
吉井川	瀬戸内市邑久町福中 (瀬戸内市)	左	9K300 ～ 9K400	(100)	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備前 県民局
吉井川	瀬戸内市邑久町豆田 (瀬戸内市)	左	11K950 ～ 12K000	50	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備前 県民局
吉井川	瀬戸内市長船町福岡 (瀬戸内市)	左	13K800 ～ 14K100	300	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備前 県民局

注：() 内数値は重複区間

県管理海岸（水管理・国土保全局所管）

海岸名	所在地	危険状況	ゲート構造	電動・主導の別	担当水防管理団体	担当県民局
布浜海岸	瀬戸内市 邑久町虫明	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
前泊海岸	瀬戸内市 邑久町福谷	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
敷井海岸	瀬戸内市 邑久町尻海	陸閘	角落とし スライドゲート	手動	瀬戸内市	備前県民局
筵江海岸	瀬戸内市 牛窓町牛窓	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
鹿忍池浦海岸	瀬戸内市 牛窓町鹿忍	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局

県管理海岸（水産庁所管）

海岸名	所在地	危険状況	ゲート構造	電動・主導の別	担当水防管理団体	担当県民局
朝日漁港海岸	瀬戸内市 牛窓町鹿忍	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
虫明漁港海岸	瀬戸内市 邑久町虫明	陸閘	角落とし スイングゲート	手動	瀬戸内市	備前県民局
西脇漁港海岸	瀬戸内市 牛窓町鹿忍	陸閘	角落とし スライドゲート	手動	瀬戸内市	備前県民局

県管理海岸（農村振興局所管）

海岸名	所在地	危険状況	ゲート構造	電動・主導の別	担当水防管理団体	担当県民局
扇海岸	瀬戸内市 邑久町虫明	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
知尾海岸	瀬戸内市 邑久町福谷	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局
前島福浜海岸	瀬戸内市 牛窓町牛窓	陸閘	角落とし	手動	瀬戸内市	備前県民局

別表15号 消防団の水防担当区分表

(牛窓地区)

分団名	役職名	担当地区名	主な河川名、ため池
牛窓	分団長	牛窓地区	沿岸部
鹿忍	分団長	鹿忍地区	沿岸部
長浜	分団長	長浜地区	沿岸部

(邑久地区)

分団名	役職名	担当地区名	主な河川名、ため池
邑久西	分団長	邑久地区	千町川
		福田地区	吉井川、千田川、香登川
		今城地区	吉井川、千田川
		豊原地区	千町川
		笠加地区	千田川、香登川
邑久東	分団長	本庄地区	千町川、是安川、ため池
		玉津地区	千町川、ため池、沿岸部
		裳掛地区	奥山川、ため池、沿岸部

(長船地区)

分団名	役職名	担当地区名	主な河川名、ため池
美和	分団長	美和地区	千田川、道還川、ため池
国府	分団長	国府地区	千田川、香登川、ため池
行幸	分団長	行幸地区	吉井川、香登川

別表16号 市の水防倉庫と備蓄品の種類

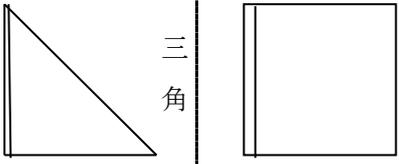
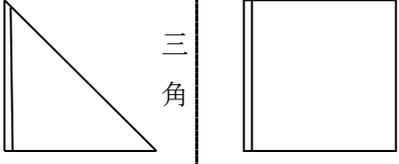
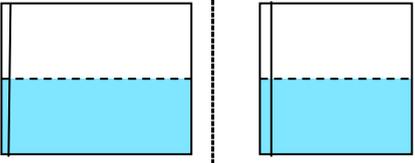
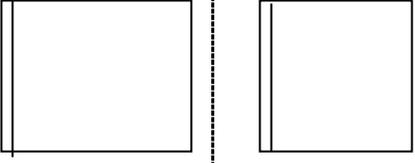
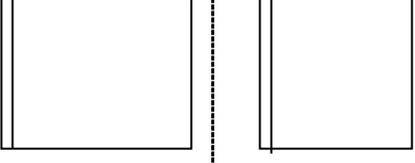
備蓄倉庫	第1号倉庫、第2号倉庫裳掛、土師水防倉庫、美和水防倉庫、牛窓備蓄倉庫
備蓄内容	土のう袋、木杭、鉄杭、ロープ、鎌、スコップ、掛矢、船、毛布、シート、鍬、鋤簾、吸着マット、飲料水用袋、オイルフェンス、防災用カーペット、アブラトール、テント、コードリール、コーン、チェンソー、猫車、凍結防止剤、油中和剤、ツルハシ

別表 17号 地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	避難場所	所在地	備考	指定避難所 (用途)
1	牛窓町公民館	牛窓 4910-1	土砂は状況により使用不可	早期
2	牛窓中学校	牛窓 6446		一次
3	牛窓東小学校	牛窓 4433-10		一次
4	牛窓東幼稚園	牛窓 4433-8		二次
5	本蓮寺	牛窓 3194	地震・津波は屋外	—
6	妙福寺	牛窓 2718	地震・津波は屋外	—
7	金剛頂寺	牛窓 4032	地震・津波は屋外	—
8	財団法人服部養老会永楽学園	牛窓 3933	地震・津波は屋外	—
9	牛窓綾浦コミュニティ活性化センター	牛窓 4180-4		二次
10	クリーンセンターかもめ	牛窓 228		二次
11	前島コミュニティハウス	牛窓 5888-27	地震・津波は屋外	二次
12	啓明学院前島キャンプ	牛窓 5888-5	地震・津波は屋外	一次
13	ホテルリマーニ	牛窓 3900	津波避難ビル3階以上	—
14	オリーブロード	牛窓 4243-17	津波緊急避難場所	—
15	鹿歩山	牛窓 5392-3	津波緊急避難場所	—
16	御霊宮	牛窓 4345	津波緊急避難場所	—
17	大師堂	牛窓 747	津波緊急避難場所	—
18	牛窓オリーブ園	牛窓 412-1	津波緊急避難場所	—
19	招魂社	牛窓 2146-4	津波緊急避難場所	—
20	天神社	牛窓 3224-1	津波緊急避難場所	—
21	五香宮	牛窓 2720	津波緊急避難場所	—
22	牛窓西小学校	鹿忍 2166	土砂は状況により使用不可	一次
23	牛窓町公民館鹿忍分館	鹿忍 921	地震・津波は屋外	二次
24	祇園神社	鹿忍 510	津波緊急避難場所	—
25	西脇丘公園	鹿忍 7222	津波緊急避難場所	—
26	丸柴青果株式会社	鹿忍 7360	津波緊急避難場所	—
27	千手コミュニティハウス	千手 304-1	地震・津波は屋外	二次
28	牛窓北小学校	長浜 3677		一次
29	牛窓町公民館長浜分館	長浜 3490-1		二次
30	国塩区集会所	長浜 4326	津波緊急避難場所	—
31	上区集会所	長浜 1258	津波緊急避難場所	—
32	邑久小学校	山田庄 610	洪水(L2)は3階以上	一次
33	邑久中学校	山手 2	洪水(L2)は3階以上	一次
34	中央公民館	尾張 465-1	洪水(L2)は3階以上	早期
35	邑久保育園	尾張 1159-1		二次
36	県立邑久高等学校	尾張 404	洪水(L2)は3階以上	二次
37	福田コミュニティセンター	福元 272-2		二次
38	福田保育園	福元 671-1		二次
39	笠加コミュニティセンター	上笠加 125-1	地震・津波は屋外	二次
40	福田山圓福寺	豆田 875	地震・津波は屋外	—

番号	避難場所	所在地	備考	指定避難所 (用途)
41	福田地域コミュニティセンター	福中 549	地震・津波は屋外	二次
42	今城地域コミュニティセンター	福山 487-4		二次
43	今城コミュニティセンター	向山 36-1		二次
44	今城小学校	大富 25	洪水(L2)は3階以上	一次
45	上寺山餘慶寺・恵亮院・本乗院・吉祥院・ 定光院・明王院・圓乗院	北島 1187	地震・津波は屋外	—
46	豊原コミュニティセンター	豊原 998-1	地震・津波は屋外	二次
47	瀬戸内営農センター・邑久支所	豊原 101-1	洪水(L2)は3階以上	—
48	豊原つどいの館	豊原 1345	地震・津波は屋外	二次
49	大賀島寺	豊原 2686	地震・津波は屋外	—
50	邑久スポーツ公園	下山田 1711-3		一次
51	本庄コミュニティセンター	本庄 2370-1		二次
52	瀬戸内市消防本部	本庄 1795		二次
53	玉津体育館	尻海 2970		一次
54	玉津コミュニティセンター	尻海 2855-15		二次
55	天津神社	尻海 5406	津波緊急避難場所	—
56	道の駅一本松展望園	尻海 3496-2	津波緊急避難場所	—
57	宗道神社	福谷 588	津波緊急避難場所	—
58	裳掛コミュニティセンター	虫明 2		早期
59	裳掛小学校	虫明 2		一次
60	邑久町漁業協同組合	虫明 4256		—
61	横山製網株式会社上町駐車場	虫明 4504-1	津波緊急避難場所	—
62	上町公園	虫明 463-3	津波緊急避難場所	—
63	裳掛出張所	虫明 534-2	津波緊急避難場所	—
64	備前長船刀剣の里研修館	長船 966		二次
65	長船ふれあいプラザ	長船 575-124	地震・津波は屋外	二次
66	福岡集会所	福岡 833		二次
67	福岡ふれあいプラザ	福岡 500-158	地震・津波は屋外	二次
68	七小路会館	福岡 831	地震・津波は屋外	二次
69	行幸小学校	服部 163	洪水(L2)は2階以上	一次
70	富岡ふれあいプラザ	服部 565-2	地震・津波は屋外	二次
71	国府小学校	福里 853	洪水(L2)は3階以上	一次
72	磯上ふれあいプラザ	福里 589-9		二次
73	長船スポーツ公園	土師 2195		一次
74	ゆめトピア長船	土師 277-4		早期
75	長船中学校	牛文 1010		一次
76	長船町公民館美和分館	飯井 190-1		二次
77	和田久保地域交流サロン	飯井 946	地震・津波は屋外	二次
78	美和会館	東須恵 452	地震・津波は屋外	二次
79	美和小学校	東須恵 1666-1	洪水(L2)は2階以上	一次
80	西須恵コミュニティハウス	西須恵 988-5		二次
81	貴船山・邑久ふれあい広場	山田庄 1361		—

別表18号 水防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイ信号	その他の信号(吹流し又は旗)	備 考
第一信号 水防警戒 (警 戒)	○-○-○-○ 四 点 打	8 秒吹鳴 4 秒休止 繰 返 し	黄 布 三 角 	吹流しは、長 さ4m以上、 幅60cm前 後、任意
第二信号の一 応援警報	○-○ ○-○-○ 二点、三点、斑打	2 秒吹鳴 2 秒休止 繰 返 し	青 布 三 角 	旗は、木綿、 大幅四角
第二信号の二 緊急出動警報	○-○-○-○-○-○ 六 点 打	5 秒吹鳴 2 秒休止 繰 返 し	白、青半布 	
第三信号 立退警報	乱 打	15 秒吹鳴 2 秒休止 繰 返 し	赤 布 	
第四信号 警報解除	○ ○-○ 一点、二点、斑打	30 秒吹鳴	白 布 	

参 考

参考1

○瀬戸内市水防協議会条例

平成16年11月1日

条 例 第 21 号

(設 置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、瀬戸内市水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 務 所)

第2条 この協議会の事務所は、瀬戸内市役所内に設置する。

(組 織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、水防管理者が委嘱する。

(任 期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを罷免し、又は解属できるものとする。

(会 長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集等)

第6条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ協議会を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委 任)

第7条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

参考2

○水防法（抜粋）

昭和24年6月4日

法律第193号

（目的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防計画）

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届けなければならない。

（水防協議会）

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

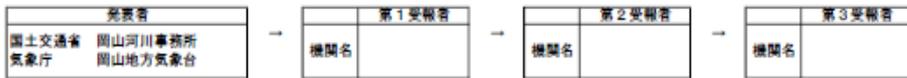
2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

参考3 洪水予報発表形式（岡山河川事務所等発表形式）
発表形式（吉井川洪水予報）



吉井川氾濫注意情報

吉井川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
岡山河川事務所・岡山地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】吉井川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】吉井川の津瀬水位観測所（和気郡和気町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】吉井川の御休水位観測所（岡山市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
吉井川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

吉井川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
津瀬 水位観測所 (和気郡和気町)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
御休 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	津瀬水位観測所	御休水位観測所	
	和気郡和気町	岡山市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	9.60	8.20	
レベル3水位 避難判断水位※	8.50	7.70	
レベル2水位 氾濫注意水位	6.40	5.80	
レベル1水位 水防団待機水位	5.00	4.80	
受け持ち区間	左岸 和気郡和気町岩戸字 コホッカ谷606番地先 (32k800地点)から 17k400地点まで	左岸 17k400地点から 海まで	
	右岸 和気郡和気町大字 田原上字日ノ谷奥 1527番の24地先 (32k800地点)から 17k400地点まで	右岸 17k400地点から 海まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	岡山県岡山市 東区の一部 岡山県赤磐市 勢力、千鉢 他 奥吉原、釣井、徳富 他 岡山県和気郡和気町 益原、和気、原、田原下 他	岡山県岡山市 東区の一部、南区岡山港・ 児島湾水域、中区沖元 岡山県瀬戸内市 牛窓町長浜、長船町の一 部、邑久町の一部 岡山県備前市 新庄、福田 他	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の直前または発生以降	既に氾濫しており（または「氾濫しているおそれがあり」、「まもなく氾濫するおそれがあり」）、命の危険があるため直ちに安全確保が必要な段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態であり、危険な場所から全員避難が必要な段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	氾濫発生に備え、危険な場所から高齢者等の避難が必要な段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://fri.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 岡山河川事務所 防災情報課 電話：086-223-5196
 気象関係：気象庁 岡山地方気象台 電話：086-223-1331

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	尺所水位観測所		
	和気郡和気町		
レベル4水位 氾濫危険水位 [※]	3.40		
レベル3水位 避難判断水位 [※]	3.10		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	左岸	和気郡和気町大字 藤野字小松原第1799 の1地先 (3k800地点)から 吉井川合流点まで	
	右岸	和気郡和気町大字 藤野字東野第56の1地 先 (3k800地点)から 吉井川合流点まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	岡山県和気郡和気町 衣笠、福富 他 藤野、泉、大田原 他		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の直前または発生以降	既に氾濫しており（または「氾濫しているおそれがあり」、「まもなく氾濫するおそれがあり」）、命の危険があるため直ちに安全確保が必要な段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態であり、危険な場所から全員避難が必要な段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	氾濫発生に備え、危険な場所から高齢者等の避難が必要な段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://fri.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 岡山河川事務所 防災情報課 電話：086-223-5196

気象関係：気象庁 岡山地方気象台 電話：086-223-1331

氾濫警戒情報

【警戒レベル3相当】

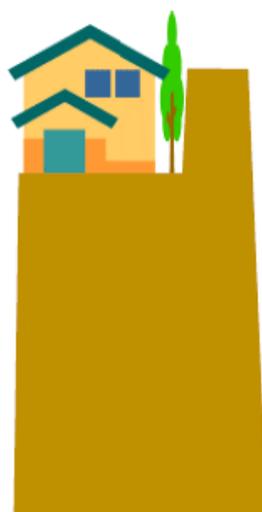
()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主 文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
避難判断水位()mに達しました。

高齢者等避難発令の目安となる水位となりました。



▼ 氾濫の発生【警戒レベル5相当】

▼ 氾濫危険水位【警戒レベル4相当】

▼ 避難判断水位【警戒レベル3相当】※

現在この水位に到達

▼ 氾濫注意水位【警戒レベル2相当】

▼ 水防団待機水位【警戒レベル1相当】

※避難判断水位は、市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電話（ ）

氾濫危険情報

【警戒レベル4相当】

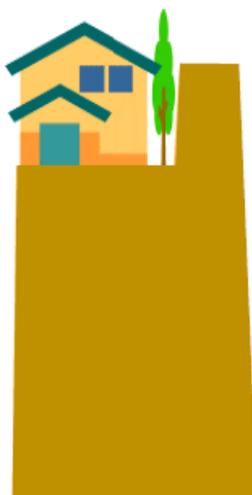
()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主 文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
氾濫危険水位()mに達しました。

避難指示の発令判断の目安となる水位となりましたので、関係住民
に対して水位情報の提供を行ってください。



▼ 氾濫の発生【警戒レベル5相当】

▼ 氾濫危険水位【警戒レベル4相当】※

現在この水位に到達

▼ 避難判断水位【警戒レベル3相当】

▼ 氾濫注意水位【警戒レベル2相当】

▼ 水防団待機水位【警戒レベル1相当】

※氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位であるとともに、住民の避難等の参考となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電 話 （ ） —

水防警報(待機)

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現 況)

() 川の水位観測所 (市) の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

(発 表)

水防機関は待機してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時 : 分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(準備)

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 川の水位観測所 (市) の水位は、氾濫注意水位を上回る見込みです。

(発表)

水防機関は準備してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(出動)

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 川の水位観測所 (市) の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

(発表)

水防機関は出動してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(指示)

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 川の水位観測所 (市) の水位は、氾濫危険水位を上回る見込みです。

(発表)

水防機関は指示を確認してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(解除)

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 川の水位観測所 (市) の水位は、氾濫注意水位を下回り下降しています。

(発表)

水防警報を解除します。

(県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
①				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(待機)

令和 年 月 日 時 分

海岸	基準潮位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

()市に、 日 時 分高潮警報が発令しました。
 ()潮位観測所(市)の潮位は、 日 時 分現在()mです。通報潮位を上回る見込みです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準潮位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(準備)

令和 年 月 日 時 分

海岸	基準潮位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

()市に、高潮警報が発令中です。

()潮位観測所()市の潮位は、 日 時 分現在()mです。通報潮位に達し、上昇しています。

(発表)

水防機関は準備してください。

() 県民局の水防警報発令状況

基準潮位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(出動)

令和 年 月 日 時 分

海岸	基準潮位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 市に、高潮警報が発令中です。
 () 潮位観測所 () 市の潮位は、 日 時 分現在 () mです。警戒潮位に達し、上昇しています。

(発表)

水防機関は出動してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準潮位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(指示)

令和 年 月 日 時 分

海岸	基準潮位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

() 潮位観測所 (市) の潮位は、 日 時 分現在 () m です。

(発表)

水防機関は指示を確認してください。

(県民局の水防警報発令状況)

基準潮位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水防警報(解除)

令和 年 月 日 時 分

海岸	基準潮位観測所	警報番号
		第 号

県民局長 発表

(現況)

()市の高潮警報は、 日 時 分に解除されました。
 ()潮位観測所()市の潮位は、 日 時 分現在()mです。警戒潮位を下回り、
 下降しています。

(発表)

水防警報を解除します。

() 県民局の水防警報発令状況

基準潮位観測所	待機	準備	出動	指示	解除

(通報先)

通報先	時:分	受信者	発信者	備考
①				
②				
③				
④				

(問い合わせ先)

県民局水防室 TEL
FAX

水 防 記 録

§1 気象、観測記録

(1) 気象概要

<記載要領>

管内全般の気象について、その概要を説明すること。

(2) 気象情報記録

情報種別	番号	号	令和	年	月	日	時	発表者

<記載要領>

岡山地方気象台より発表される諸注意報、警報及び台風情報を記入する。

(3) 台風位置表

日 時	中心気圧 hPa	位 置		中心付近の 最大風速 m/s	進 行		摘 要
		北 緯	東 経		方 向	速 度 km/h	

<記載要領>

発生、転向、上陸等について簡単な説明を摘要欄に記入すること。

(4) 台風経路図

<作成要領>

イ 予報天気図用紙を使用すること。

ロ 台風の経路は実線で書き、日時及び中心気圧を記入すること。

(5) 天 気 図

<作成要領>

降水の最盛時を含む数日間にわたり適宜作成すること。

(6) 暴風記録表

地 点	最低気圧			平均最大風速				瞬間 最大 風速	暴風継続時間			摘 要
	日	時分	気圧	日	時分	風向	風速		始時	終時	継続 時間	

<記載要領>必要に応じて記載すること。

(7) 高潮状況表

表 点	最高潮位			最大偏差			最低気圧			最大風速			最大 波高	既 往 最大高潮位	
	日	時分	潮位	日	時分	偏差	日	時分	気圧	日	時分	風向		風 速	年月日
			m			m							m/s		m

<記載要領>必要に応じて記載すること。

§2 降水量記録

(1) 降水概況

<記載要領>

県内全般の降水について、概況を説明すること。

(2) 等降水量線図

<作成要領>

- 1) 岡山県管内図（縮尺20万分の1）を用い、県下を一括して作成すること。
- 2) 等降水量の間隔は、10mmとすること。

(3) 日雨量表

流域名		観測所名	所 属	連続総雨量	日 雨 量				既往最大 日雨量		既往最大連続 総雨量		摘 要
水系名	河川名				日	日	日	日	年月日	雨量	年月日	雨量	
					日	日	日	日					

<記載要領>

- 1 記載期間は、最高水位をはさみ出水に関係ある洪水期間とする。
- 2 各観測所について最大日雨量にアンダーラインを付記すること。
- 3 日雨量の観測時刻は、午前9時とし、これ以外の場合は、その旨摘要欄に記入すること。

(4) 時間雨量表

管理者	水系	観測所名	月 日			
			時	時		
			時間雨量			
			累 計			

<記載事項>

- 1 記載期間は、§2 (3) に同じ。
- 2 各観測所について、最大時間雨量にアンダーラインを付記すること。

§3 出水記録

(1) 出水概況

<記載要領>

県下各水系について、概況を説明すること。

(2) 最高水(潮)位表

水系名	河海川岸名	観測所名	種類	零標点高	氾濫注意水位 <small>(警戒潮位)</small>	計画高水位	最高水(潮)位		既往最高(潮)水位		摘要
							日時	水位(潮位)	年月日	水位(潮位)	

<記載要領>

各観測所の水(潮)位に著しい影響を与えたと考えられる破堤、溢水等のあった場合は、その旨摘要欄に略記すること。

§ 4 被害記録

(1) 破堤溢水一覧表

河川名 海岸名	箇所番号	破堤溢水 の別	破堤溢水 時刻	破堤溢水 延長	破堤部 断面積	破堤の 原因	摘要

<記載事項>

- 1 推定によるものについては、印を付し、推定の困難な場合は、不明として記載すること。
- 2 破堤時の水位は、堤防天端よりの平均高とすること。
- 3 破堤部断面積は、破堤後の断面積とすること。
- 4 破堤の原因は、溢水その他として記入すること。
- 5 各水系共破堤溢水箇所平面図を付し、その位置及び規模を図示し、箇所番号を付すこと。

(2) 氾濫一覧表

河川名 海岸名	箇所番号	氾濫の 原因	氾濫面積	滞水深		滞水期間		摘要
				平均	最大	平均	最大	

<記載要領>

氾濫区域平面図を付して、箇所番号でその区域を図示すること。

(3) 毎時水(潮)位表

管理者	水系	観測所名	水防団 待機水位 (通報潮位)	氾濫 注意水位 (警戒潮位)	月 日						摘要
					時						
			m	m	m						

<記載要領>

- 1 毎時水位記録の前後期間を通じてできるだけ定時観測の値を記入すること。
- 2 各観測所について高水期間を通じての最高値には、アンダーラインを付記すること。
- 3 定時以外の観測を行った場合及び最高水位は適宜欄を設けて水位及び時刻を記入すること。
- 4 量水標流失のため仮標を設けて観測した場合は、流失前の量水標に換算すること。なお、流失時刻を摘要欄に記入する。

(4) 水位時間曲線図

<作成要領>

- (3) の毎時水位表を必要に応じて適宜図示すること。

§ 5 水防活動

(1) 概 況

<記載要領>

各河川毎に水防活動状況の概要を説明すること。

(2) 水防活動状況一覧表

事務所名	河川名 海岸名	箇所	日時 開始 終了	水防を 行った 原因	工 法	主要 資材	人員 出動 作業	効 果	摘 要

<記載要領>

各県民局でその管内における水防活動について記入すること。

(3) 一般被害統計表

河川海岸名		地区	地区	地区	地区	地区	地区
種 別	地区別						
	人	死 者 人					
傷 者 人							
行方不明人							
計							
住 家	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床上浸水戸						
	床下浸水戸						
	計						
公 共 建 物	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床上浸水戸						
	床下浸水戸						
	計						
工 場	破 壊 棟						
	浸 水 棟						
	生産減少棟						
	計						
非 住 家	全 壊 棟						
	半 壊 棟						
	流 失 棟						
	床上浸水棟						
	床下浸水棟						
	計						
田	流失埋没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
畑	流失埋没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
山 林 崩 壊	ha						
船 舶	流 失						
	沈 没						
	破 損						
	計						
J R	不通区間箇所						
	不通期間日						
私 鉄	不通区間箇所						
	不通期間日						
港湾破損箇所 ha							
発 電 所	水路破損箇所						
	停電期間日						

備考 被害基準は、岡山県地域防災計画、参考資料及び災害速報の記入要領による。